

平成29年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (12月13日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
開議の宣言	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
北 條 利 雄 君	7
宗 田 雅 之 君	25
関 根 英 也 君	35
堀 川 照 夫 君	39
関 根 政 雄 君	43
前 田 武 久 君	56
議案第97号の上程、説明、質疑、採決	61
議案第98号～議案第106号の上程、説明	62
議案第107号～議案第115号の上程、説明	64
議案第116号～議案第117号の上程、説明	71
散会の宣告	72

第2号 (12月15日)

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 4
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 5
職務のため出席した者の職氏名	7 5
開議の宣告	7 6
議事日程の報告	7 6
議案第 9 8 号～議案第 1 0 6 号の質疑、討論、採決	7 6
議案第 1 0 7 号～議案第 1 1 5 号の質疑、討論、採決	8 3
議案第 1 1 6 号～議案第 1 1 7 号の質疑、討論、採決	8 5
請願第 2 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	8 6
日程の追加	8 7
発議第 5 号の上程、採決	8 7
閉会中の継続審査申し出について	8 8
閉会の宣告	8 8
署名議員	9 1

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年12月13日(水曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第97号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度鮫川村一般会計補正予算(第4号))
提案理由説明・質疑・採決

日程第5 議案第98号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例
提案理由説明

日程第6 議案第99号 鮫川村認定こども園条例
提案理由説明

日程第7 議案第100号 鮫川村保育料に関する条例
提案理由説明

日程第8 議案第101号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第9 議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第10 議案第103号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第11 議案第104号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第12 議案第105号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
提案理由説明

- 日程第13 議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第14 議案第107号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）
提案理由説明
- 日程第15 議案第108号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
提案理由説明
- 日程第16 議案第109号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
提案理由説明
- 日程第17 議案第110号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
提案理由説明
- 日程第18 議案第111号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由説明
- 日程第19 議案第112号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
提案理由説明
- 日程第20 議案第113号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）
提案理由説明
- 日程第21 議案第114号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
提案理由説明
- 日程第22 議案第115号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
提案理由説明
- 日程第23 議案第116号 工事請負契約の変更について（村道水口大沢線改良工事）
提案理由説明
- 日程第24 議案第117号 工事請負契約の締結について
（鮫川村定住促進住宅 水口住宅建設工事）
提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工 課任農 務員局長	村山義美君
地域整備課長	渡邊敬君	教育課長	鈴木守弘君

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 会長	齊藤利己	書記	矢吹かおり
-----------------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回鮫川村議会定例会を開催いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長に報告をさせます。
事務局長、斉藤利己君。

○事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

受理しました請願書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

村監査委員より例月出納検査結果及び定期監査等結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。9月28日、平成29年度町村議会広報研修会のため、議員2名を東京都千代田区に、10月26日、東白川地方町村議会議長会議員研修会のため、議員8名を矢祭町に派遣いたしました。

出張関係であります。9月24日、平成29年度県南地方総合防災訓練のため議長が西郷村に、10月13日、地方自治法施行70周年記念事業、平成29年度自治振興セミナーのため議長が福島市に、11月2日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会の福島県要望活動のため議長が福島市に、11月14日、全国過疎地域自立促進連盟第48回定期総会のため議長が東京

都港区に、11月17日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会の栃木県要望活動のため議長が栃木県宇都宮市に、11月20日、地方自治法施行70周年記念式典のため議長が東京都千代田区に、11月22日から23日、第61回町村議会議長全国大会及び西白河地方町村議会議長会合同研修懇談会のため議長が東京都渋谷区及び千代田区に、12月8日、年末年始における地域安全交通事故防止運動出動式のため議長が棚倉町にそれぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第6回の鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員出席のもとに議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。

議員皆様には、10月のうまいもの祭りから始まりまして、11月ふくしま駅伝、郷土料理を楽しむ会、そして、村内各小中学校の行事、地域の行事等、数多くの行事がありました。村民の皆様のご協力、また、そのご活躍に心より敬意を表するとともに、議員の皆様方にも多数のご出席をいただきましたことに関し、御礼を申し上げるところであります。

さて、ことしの稲作は、比較的順調に生育をしておりましたが、収穫時期を迎えた10月に入って、異例の秋雨前線の停滞と、台風21、22号の襲来による長雨で水田は軟弱となり、コンバイン作業は困難をきわめ、収穫時期が大幅におくれ、11月の中旬までかかった農家もありました。また、大豆、エゴマ等の品質、収量低下が見られました。被害農家への支援対策をただいま検討しているところであります。大豆、エゴマは、鮫川村の農村景観、里山景観を守るためにはとても大事な事業でありますので、生産者の意欲を欠くことのないような支援策を講じたいと考えております。また、地球規模で、あるいは国内で見ても集中豪雨による大規模災害が発生しております。地球温暖化に伴う異常気象の影響かと思われれます。大変心配なところであります。

次に、本村では、平成16年度に地域再生計画の認定を受けまして、17年度から旧西野小学校の校舎を使用して、5歳児は幼稚園、5歳未満児は保育園として運営をしております。

国の幼保連携型認定こども園は、翌年18年から施行されたところではありますが、これまで村では旧来どおりの運営を続けてまいりました。すなわち、幼稚園は文部科学省が所管するため教育委員会、保育園は厚生労働省が所管するため村長部局の住民福祉課で担当をしていたところでありました。これを来年度から義務教育及びその後の教育の基礎を培うために、3歳以上の幼児に対する教育と、3歳未満児につきましては、保育を必要とする乳児、幼児に対する保育を一体的に行い、学習力の向上と子育て支援、就労支援をより一層充実し、また、教育委員会、村長部局に分かれておりました担当部局を教育委員会部局に一本化して、行政の効率化を図る目的を持って、現のこどもセンターを認定こども園として移行し、今議会に鮫川村認定こども園条例ほか、関係関連条例を提案しているところでありました。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。条例案件が9議案と予算補正に係る議案が平成29年度鮫川村一般会計補正予算と8つの特別会計の補正予算、合わせて9議案、工事請負契約の締結についての1議案、工事契約の変更について1議案、専決処分の承認案件が1件、合わせまして21の議案であります。

ご提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

5番 関 根 英 也 君 及び

6番 京 條 英 征 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根正雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 議長の名指がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る11月24日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。本定例会の案件は、村長提出議案21件であります。このほか請願のありました森林環境税（仮称）の早期実現に関する意見書の提出を求める請願書につきましては、所管の産業厚生常任委員会へ付託をいたします。

次に、一般質問ですが、6名の議員から12件の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日12月13日から12月15日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。私は本定例会におきまして、4点の一般質問を通告しておりますが、これらに先立ちまして、先般行われました第48回衆議院議員総選挙でご当選されました小選挙区3区の無所属、玄葉光一郎氏、比例東北ブロック自民党、上

杉謙太郎氏、ご両氏のお祝いを申し上げたいと思います。両氏には、政党会派を超えて当地方のさらなる発展と振興にご尽力くださるようご期待するものであります。

それでは、質問いたします。

第1点目でございますが、平成30年度の施政方針と予算についてであります。

国は、平成30年度の地方財政の課題として、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化、地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化などを挙げております。地方一般財源の総額を確保すること、また、地方交付税が本来の役割を適切に発揮するよう総額を確保するとしております。急速な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる中、喫緊の課題であります年金、医療、介護を初めとする持続可能な社会保障制度の確立や、地域の活性化等、人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、さらには自然災害に対する防災、減災対策など、多岐にわたる諸問題の対応が求められているところでございます。原油価格の高騰、諸物価の値上げなど、村民生活に与える影響は多大なものがあります。

そのような状況下で新年度予算編成作業が本格していると思われまます。歳出削減路線を堅持すると同時に、地方再生の施策を重視していくこと、中でも三位一体改革で地方交付税が大幅に削減になっております。本村の平成30年度予算編成に当たりまして、予算編成の基本方針、主要施策、歳入見込み等、今後の財政見通しの3点についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、3番、北條議員の最初の質問、平成30年度の施政方針と予算についてのご質問にお答えを申し上げます。

本村における新年度の予算編成方針については、予算編成に当たっての基本的な考え方や編成上の留意事項について、財務規則第7条の規定により、今年度は11月27日に説明会を開催したところであります。

ご質問第1点目の平成30年度予算編成の基本方針についてでございますが、国の情勢と地方を取り巻く課題、県の予算編成方針、地方交付税の見込み、村債と公債費の状況等を踏まえ、来年度予算の編成に当たっては、1つとして第4次振興計画、平成27年から36年の4年目に当たる平成30年度の予算であり、辺地総合整備計画、過疎地域自立促進計画等の計画目標と照らし合わせて事業推進を図ること、2つ目に第4次鮫川村振興計画の重点8項目の中から、鮫川村人口ビジョン総合戦略の実施計画として取り組む13のプロジェクトによる地方創生関

連事業の具現化に向けた取り組みを強化し、それぞれの指標達成を目指すとともに、引き続き自立する村づくりにつながる事業を進めていくものとするということで、次に、3つ目に組織機構再編計画及び定員管理計画により、限られた人員の中で真に必要な事業に取り組むには、みずから積極的に事務事業の見直し、費用対効果の検証、緊急性や優先度を十分検討した上での予算要求とすることを基本に、私の所信及び重点事項などについて職員にお話をしたところであります。

次に、平成30年度の主要施策についてであります。引き続き里山の景観を維持、保全していくための中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、生活環境の保全整備のためのふくしま森林再生事業、村道改良工事、村道舗装補修工事、定住促進住宅建築事業、住宅用地分譲事業、寅卯平地区配水管布設工事などの事業を中心に、つながりで支え輝く村づくりを進める諸施策を進めていく方針であります。

最後に、平成30年度歳入見込みと本村財政の今後の見通しについてのお尋ねであります。まず、収入面についてであります。総務省の概算要求において、地方交付税については平成29年度地方財政計画を下回らないように自主的に同水準を確保し、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとしております。出口ベースで対前年比2.5%の減となっていることなどから、人口減少による要因も伴い、一定程度減少することを鮫川村は見込んで計画をお願いしております。

次に、支出面については、こどもセンターの運営及び農業者トレーニングセンターに対する指定管理料等の増加に伴い、物件費が増加することなどから、行政計上支出は増加する見通しであります。債務の上限については、地方債の現在高が引き続き起債額を償還額以内に抑制する方針のもと、地方債の借入を検討しております。平成29年度分からの起債、元金の償還が始まる平成32年度から34年度において、一時期償還額のピークを迎えることが見込まれますが、その後においては34年以降です。その後においては、大きな起債がなければ徐々に減少していく見通しであります。

また、積立金等の状況については、その他特定目的基金は積み増しするものの、財源不足による財政調整基金の取り崩しが必要となる状況が続くことが想定され、微減することが見込まれているところであります。29年度の予算編成においても3億近い財政調整基金の取り崩しが行われての予算編成となっておることもご理解をいただきたいと思っております。

以上で、3番、北條利雄議員の1つ目の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ただいま村長から30年度の予算編成の基本方針、それから主要施策、それから歳入見込み、それから財政見通し等についてお伺いをいたしました。先ほど冒頭で村長がご挨拶あったとおり、新たな事業ということで、こどもセンター、認定こども園に移行するというので、認定こども園に移行する部分ではかなりのメリットがあるし、保護者の授業料とか保育料、そういう部分でもかなりの負担軽減になるんだらうということで、鮫川は前からこどもセンターを中心にいろんな事業を展開して、先進的な事業をやってきております。それが改めてこども認定園ということで、新たな展開をするという部分で、そういう再編も含めたお金がちょっとかかるのかなと思っておりますけれども、今、収入面で地方交付税2.5%減になる見通しですと、それから、歳出のほうでは、指定管理者制度のやつがちょっと上乘せになるということでもあります。まさにそういう状況の中で、本当に新しい予算編成というのは、当局も大変なご苦勞をされて、これから編成していくのかというのが十分に見えております。

しかしながら、やはり先ほど村長から答弁ありましたとおり、開かれた村政を村長は目指しているんだよということで、その実現からすれば、その施策の形成とか課題の対応に当たっては、やはり情報公開の推進と、それから説明責任、そういう部分の徹底をぜひこれからも図っていただきたいのが第一点と、それから新規施策の実施に当たって、社会情勢等を見通しするという中で、その効果、それを検討して村の振興計画とか、総合計画にやはり取り組んでほしいと思います。そういう部分では、これから副村長、村長査定が組まれていくんですが、大変だと思うんですね。こういう厳しい中で。その中でも開かれた村政を目指すでの新しい事業も、やはり的確に住民に説明しながらやっていただきたいということであります。そういう要望も含めて、さらに予算編成に当たって、もう一度村長からご答弁をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、再質問の1点目ではありますが、財政状況の一般村民への公開ということでありますが、これは会計制度が変わりまして、30年度から新しい新公会計制度を導入させていただきました。ですから、こういったことでなお一層の村民がわかりやすい一般会計、あるいは固定資産台帳等も整備します。こういったことで、状況を承知することができるのではないかと思います。

ただ、公開は30年の末ごろになると思います。29年度の決算議会が9月ですから、皆さんの議会の公開、承認をいただいた後の12月、恐らく年末になると思います。こういったこと

で新しい制度の中で皆さんの理解しやすい財務状況の公開という形をとらせていただきたいと思います。

振興計画の取り組みであります。先ほど申し上げましたように、細かく13のプロジェクトが編成されております。なかなかその13のプロジェクトも取り組む、4年過ぎておりますが、まだ全然取り組んでいない部門もございます。そういったことを検証しながら、係にはこういったことを早目に具現化するような指導はしております。こういったところで、皆さんから与えられた、まず振興計画に乗っている事業を中心に、また、時代の要求に応じた皆さんの声を聞きながら、新年度の事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 以上が再質問の答弁にあつたとおり、大変厳しい中で新公会計もあるということですが、それでは、2点目の新公会計、地方会計制度の導入と活用についてご質問したいと思います。

新地方公会計制度が導入されます。新公会計は、財務書類の作成が目的ではなく、行財政運営の改善に役立てていくことこそが最重要であると言われております。これまでも決算書で行政コストの公開や事業評価にも、トータルコスト、いわゆる総費用でございますが、イニシャルコスト、初期費用、それからランニングコスト、維持費用の総称を計算に入れるなどの取り組みを行ってはいると思います。今後は、公会計情報の活用範囲をさらに拡大する。例えば、行政評価制度や決算、予算編成過程などの関連づけ、それからPDCAサイクル、要するに計画、実行、評価、改善の4つの構成を確立することで村政運営のマネジメント、つまりさまざまな資源、資産、リスクを管理し、効果を最大限に発揮する手法でございますが、これらを一層活用することができると考えられております。また、公共施設など総合管理計画に固定資産台帳を活用し、施設別の貸借対照表の作成など、固定資産台帳に基づく財務書類を作成、公表することの意義は、議会を初め村民に対しましても、村の財政情報を開示することによる説明責任を果たすことにもなります。今後の資産や債権の管理、さらには予算の編成などに有効活用することで、財政運営のマネジメント強化を図ることができると考えられます。新地方公会計制度による財政マネジメント等、固定資産台帳の活用についてのご見解をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の2つ目の質問、新公会計制度への対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の公会計制度については、ご承知のとおり、国や地方公共団体は現金の収支と事実に基づいて取引及び事象を認識する現金主義で、記帳方式としては経済活動の取引を一面的に記録する単式簿記という方式で行っておりました。この現金主義に基づく現在の公会計制度は、日本国憲法の要請に沿ったものであり、予算に従った適切な執行を行い、その説明責任を果たすという制度ですが、問題も課題もあつたようであります。

問題点の一つは、ストック情報が欠如しているということでもあります。会計処理においては、現金フローは厳格に記録されておりますが、現金以外の資産や負債の情報が別々の基準や台帳で管理されておりますので、相互の関連性を持たずに網羅的に把握できないということでもあります。その結果として、総合的な財務情報の説明が十分なされていない状況であり、アカウンタビリティが欠如をして、説明責任が足りなかったとされております。

2つ目は非現金情報、つまり固定資産の取得価格を耐用年数にわたって費用配分する減価償却費や、費用を見積もり計上する引当金等が計上されていないことでもあります。そのことにより行政サービスに要した事業費のフルコストが把握できにくい点があつたということでもあります。経営改革を推進するためのマネジメントが少し不足していたとされております。

本村では、平成29年度からこの企業会計の手法を取り入れた複式簿記、発生主義による新公会計制度を導入し、日々の会計処理の段階から複式仕訳を行っており、平成30年度から財務諸表を公表する計画で事務を進めているところであります。

財務諸表では、従来の官庁会計の決算書では見えにくかつた資産や負債などのストック情報や減価償却費などの現金支出を伴わない費用を含むフルコスト情報が明らかになります。この財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表で構成されております。

さて、ご質問の新地方公会計制度による財政マネジメントと固定資産管理の活用についてであります。本村では、新公会計制度導入に当たり、平成25年度に財産台帳整備基本調査業務を実施し、移行財産台帳、固定資産台帳の整備をするため事務を進めてきたところであります。また、平成28年度において、職員に対する地方公会計制度の研修会を実施しているところであります。平成29年度予算執行段階からは、日々仕訳により複式仕訳での予算執行を進めているところであり、平成29年度決算ベースの財務諸表を平成30年末までには、村の

ホームページ等で公表できるように事務を進めているところであります。

また、固定資産管理については、有形固定資産のうち土地や立木、建設仮勘定といった非償却資産を除いた償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の計算から、耐用年数に對しましてどの程度経過しているのかを全体として把握することができることから、将来に向けた資産管理に反映できる点が期待されるのではないかと思います。これらを実施することにより行政運営の結果を村民の方々にわかりやすくお知らせし、説明責任をより一層果たすことができるものと思います。行政評価や予算編成等に活用することにより、マネジメント機能の強化が図られるのではないかと考えております。

以上で、3番、北條議員の2つ目のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 現在、新公会計制度、単式簿記から複式簿記に切りかわるということで、今まで私どもも議員も、今までの公会計でなれ親しんできたんですが、複式簿記にするということは、民間の企業では当然やられている会計に行政もなってきたのかなという部分で、統一する部分ではかなり見やすくなるのかなと私は感じております。

その中で、村の公共施設などの総合管理計画、要するにこの部分がちょっとどうなっているのかなと思うんですね。この公共施設の総合管理計画つくっているかどうか、ちょっと私わからないんですが、やはり中長期的な視点による老朽化対応とか維持更新に係る財政負担の平準化など、公共施設の最適化、そういう実現に向けて取り組むことが必要なのではないかとこの部分で、この公共施設総合管理計画、どのようになっているか、ひとつ、1点お伺いしたいということと、それから固定資産台帳、村が所有する、それから賃貸している不動産もあると思うんですが、こういう村が所有する遊休不動産の活用と処分、未使用の賃貸不動産も多分あるんだと思いますよね。今までも未使用しているんだけど、まだ賃貸料払っているという部分で、こういう解消もやはり財政を確保していく部分では、細かいですが、やはり固定資産税管理と同時にそういう部分の解消、やはり絶対必要だと思うんです。なかなか難しい事例もあるんだと思うんですけれども、この辺についてお伺いしたい。

それでもう1点、先ほど村長も行政評価制度に活用するということですが、これをやはり行政評価制度、ぜひ形にさせていただきたいという部分で、3点について再度村長からご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の再質問でございます。

村の公共施設の老朽化であります、これも大変心配なところであります。こういった公開制度になりますと、これが明らかになります。今、きょうこうして皆さんにお話しするのは、大変不安な面もありますが、特に小学校、中学校の校舎関係であります。

中学校は、昭和44年、45年に建設されておる学校でありますから、もう四十七、八年になりますか。中学校がそうです。小学校が昭和54年、55年の建物です。ですから、小学校ですら40年になっています。大体鉄筋コンクリですと、50年が安全に使用できる期限かと思われまます。ですが、議員もご承知のとおり、平成20年、21年に村では子供の安心・安全を守るためということで耐震補強工事を2億、3億かけてやっております。この辺で、恐らく20年ほどの寿命の延長は図れたものと考えておりますから、それでもあと10年過ぎたんですね。あの耐震補強工事から。ですから、あと10年で60年になります。こういった学校に子供を安心して預けられるのか、こういった大変厳しいお叱りも公開するとあります。皆さん公開するとこういったことが出てきます。これらの問題にまず対応するのがとても議員として、本当、私もこういった鉄筋コンクリートですから100年ぐらいもつと思ったら違うんですね。こういったのをしっかり皆さんと協議しながら、小学校、中学校の新築等もこれから計画しなければならないと思っております。

鮫川村、大変議員も承知のとおり、厳しい財政の中でありまます。自主財源はせいぜい1割もありません。一般会計で30億、大体決算で35億です。35億のうち自主財源は3億です。こういった中での村の財政運営、行政運営になりますから、私は常々お話ししているのが、何もこういった地方でもその義務を十分果たしていれば、お祝いで国に請求できるんだよ、鮫川村はこの地方を大事に、自然景観を大事に、癒しの地として、都会の生活で少しでも疲れた人たちを癒せるような、そんな癒しの空間をしっかりと皆さんで守ってつくっていくんだと。そして、食の安心・安全、皆さんが健康で生活するには食することがとても大事です。その食をつくっている鮫川村、こういった源泉です。水も、空気も、土地も自分らが汚さなければ汚れない、こういった環境の中での農業をしっかり皆さんにお知らせをしながら、誇りを持って、この地で農業できるような、そんな時代が早く来ないかなと思っております。そういった地方の責任を、中山間地の責任を果たしておけば、財源の補償は当たり前で、私は要求してもいいのではないかと思っております。そういった国に無駄な要求をするのではなく、当然の要求だということで、小学校、中学校の新築工事も早目に計画をしていきたいなという思いであります。

まず一番この新公会計制度になって心配なのは、今ほどお話しさせていただきました小学

校、中学校の老朽化です。あとそれほど老朽化が進んでいる建物は無いと思います。まだ安心して使えるのではないかと思います。こういったことをせば詰まって、急に今皆さんと相談しなければならぬのは、そういった事業であります。

ほかに未使用の使っていない借地があるのではないかとご指摘ですが、そのとおりあります。ただ、使っていないとも過去に使っていて、とても鮫川村では必要な土地だったんですね。ですが、それをもとに戻して返すには相当な費用がかかります。それよりは借地資産は安上がりなそうです。こういったことで、そういった未使用の土地に借地代を払っている土地があります。鮫川村では、今大体年間600万近い借地料を支払っております。そういった中には、一部そういったこともあります。その辺も毎年更新のたびにお譲りをできないか、あるいは返せるような準備もしております。こういったところで皆さんのご不審な点のないような取り組み方はしているつもりであります。

毎年、更新のたびに、例えば5年ごとの更新の土地もあります。こういったところには5年ごとに、村にまずお譲りをいただきたい。そういったことにならないときには、ではもうちょっと下げてくれないかと、そういうお願いもしております。こういったところでご理解をいただきたいと思っております。こういった新しい公会計制度になりまして、こういったのを明らかに、あからさまになりますといろいろ不安もおかけすることがありますが、こういったことが、情報の公開が行政の責任であれば、これをしっかり確認しながら皆さんと前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今、再質問の中でも、村が所有する遊休不動産の処分って600万ほどあるんだよという村長のお話ですが、やはりいろんな過去から、村民の皆さんから村の行政を運営する上で大切な土地をお借りして、払ってきたという経過は十分にわかりますけれども、やはり使わなくなった、必要なくなったものはきちんと所有者にお返しする、こういう努力をしないと、いつになっても解消していかないと私は思うんです。これはやはり1件については少ないかもわかりませんが、こういう努力、やはり村民の皆さんにもご理解をいただきながら、解消を図っていくことが私は重要じゃないかと思うので、この辺でやはり時間がかかってもできるだけ解消する努力は必要じゃないかと思っております。

それから、せっかく新たに新地方公会計制度ができるんであります。いろんな分野で新たな取り組みもしなければならぬのですが、やはり行政評価制度をきちんと導入して、活用

すべきだと思うんです。これは意外と自分たちがやっていること、やられていることを行政評価されるということは、やっているほうは嫌な感じもしますけれども、でも大切なことだと思うんです。これからのやはり鮫川の行政を進める上では、この行政評価制度ってきちんと確立しておかないと、じゃ、いつになったらやるんだという話になると思います。そういう部分で賃貸不動産の解消、それから行政評価制度の導入について、村長にもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、先ほどもお話ししましたとおり、平成30年度、来年の12月末には一般公開をさせていただきます。こういったところでご批判、あるいは村民の新たな要望が発生してくるものと覚悟はしております。こういったところで、ぜひ皆さんのお力をおかりしながら、新しい村民の要望に取り組んでまいりたいと思います。また、借地の件も、かなりこれも皆さんと相談をすればいいんでしょうけれども、もとの土地に復元するには、相当、金額的にいうと、借地料の30倍ぐらいはかかるそうです。30倍かかる復元をするならば、逆に30年借地料を払ったほうが効率ではないか、そういった計算なんですね。その辺、これから恐らく新たに皆さんにはそういったのを公開するようになります。こういったときに皆さんと議論しながら、これも改善してまいりたいと考えております。こういったところで皆さんのお知恵もおかりしながら、新たな対策を練っていければいいのかなという、今の議員のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） 行政評価制度、答えていないんですが、もう一度お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 要するに、行政評価がこういった、恐らくこれから先に公開して、初めて村民からのいろいろな要望が発生すると思います。今まで公開していなかったです。公開していなかったというより、耐用年数とか、減価償却というのは数字であらわしていないんですね。ですから、これから発生するいろいろな問題に対しては、真摯に、前向きに取り組んで、公開した責任と、新たな問題の解決に当たっていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） 新公会計、新たな取り組みで全てなれているわけじゃないと思いますけれども、やはり新たな公会計制度が運用されるという部分では、公共施設の管理計画、それから村所有の不動産、それから貸借している不動産も含めた、そういう不動産の活用とか、

解消のやつをやはり積極的に取り組んでほしいということと、そればかりじゃないんですが、やはりこの公会計の中で行政評価制度というのは、当然必要なものだと私は思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

次に、国民健康保険データヘルス計画の課題と改善方策についてでございます。

データヘルス計画とは、健康診査、特定健診や診療報酬明細書、レセプトなどから得られるデータの分析に基づきまして実施するものでございます。効率のよい保険事業と言われております。

医療制度改革の一環として、医療費の高騰原因の一つとされる糖尿病などの生活習慣病を抑えるための予防に取り組まれているものです。そのため、各医療保険者が40歳から70歳までの加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられております。

本村でもメタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群ですが、これらの予防に重点を置き、生活習慣病と前段階での発見の検査が行われております。得点健康診査でメタボリックシンドロームの状態にある方及び予備軍を選び出し、リスクに合わせて食生活や運動習慣などの生活習慣改善のための支援、特定保健指導を行っております。本村の現時点での特定健康診査の状況をお伺いいたします。

さらに、これらの結果を踏まえた平成30年度からの特定健診、特定保健指導の実施率向上に向けた運用などの見直し内容と、予防健康づくりの取り組みの推進方策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員3つ目の質問であります国民健康保険データヘルス計画の課題と改善についての質問にお答えを申し上げます。

1つ目の質問であります。現時点での特定健診の状況ですが、特定健診及び特定保健指導は、平成20年度の医療保険改革により、保険者の実施責務として義務づけられた制度で、市町村の国民健康保険加入者の40歳から74歳までの対象者としております。40歳から74歳までの方を対象者としている計画であります。

平成20年度当初の特定健診受診率の確定値は53.95%、約半分ですね。53.95%でしたが、今年度の村の速報値では549人が受診し、受診率は72.1%です。7割以上の方が受診しているということです。年々受診率が伸びております。平成27年度の全国確定値では、福島県の

平均は39.96%受診率ですが、本村では70.78%と檜枝岐、柳津に次ぐ福島県内3位となっております。本村が定めている目標値70%を達成しております。

次に、特定保健指導の実施状況ですが、国が定める特定保健指導に該当する方は、生活習慣病の治療を受けていないメタボリックシンドローム該当者及び予備軍者を対象としています。胴回り、腹囲等の内臓脂肪とあわせて高血糖、高血圧、高脂質、喫煙等の血管へのリスク要因を持っている方は、内臓脂肪を減少することにより改善されるため、早期介入が必要な方です。全国確定値の特定保健指導率では、平成27年対象者76人で、保健指導実施率は100%でありました。福島県の平均では、27.47%ですが、本村は、檜枝岐と並び福島県内で第1位となっております。

次に、重症化予防保健師等事業の実施状況ですが、本村では国の調整交付金による全額国費助成事業の国保ヘルスアップ事業を活用し、平成23年度から重症化予防事業に取り組んでいます。脳、心臓、腎臓の重症化に移行するおそれのある対象者は、各種疾患別ガイドラインの数値基準により抽出し、平成28年度の対象者は174名です。そのうち治療なしの者が47人、治療中の重症化対象者は127人と、服薬しながらも重症化に向かっている方が多い状況です。これらの特定保健指導対象者及び重症化予防保健指導対象者のうち、治療をしていないものについては、8月から9月の前半に健診結果説明を実施し、治療中の方は10月から3月までの後半に健診結果説明を実施しております。平成28年度では、前半が97人、後半が127人、さらに若年者14人、その他の保険者や高齢者の希望者35人も実施しております。

なお、このほかに健診当日には、特定健診の受診者全員を対象に、保健師や管理栄養士による面談も554人。ということは、受診者の97.3%の方に実施はしております。特定健診及び保健指導率については、広報誌等において毎年お知らせしているところであります。議員の皆様方にも引き続き受診率の向上にご協力をお願いしたいところであります。

2つ目の質問であります。

国民健康保険データヘルス計画の課題と改善策については、平成16年度の厚生労働省告示307号により、厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針によって、健康医療等の情報を活用して、P計画、D実施、C評価、A改善を繰り返して見直すことを意味するPDCAサイクル、要するに計画、実施、評価、改善に沿った効果が効率的な保健指導を図るため実施計画が、策定が義務づけられました。このデータに基づく保健事業計画がデータヘルス計画と呼ばれており、本村でも平成27年度から29年の3年間で期間とした鮫川村データヘルス計画を策定しました。

計画では、中長期的な目標として、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症を減少させること、短期的な目標は、高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム等を減少させることを目標としております。

その中でも最も優先順位が高かったのが脳血管疾患と高血圧でしたが、これは減少傾向にあります。しかし、地域の特性として保存食や塩分に関する生活習慣の課題があり、特に高血圧予防は根強いものがあります。ということは、塩分の取り過ぎの方が多いいということですね。

また、糖尿病性腎症の重症化予防が叫ばれている中、本村の人工透析患者は増加しておりますが、国保の新規透析者は減少傾向であります。効果が少しずつあらわれてきているということでもあります。

さらに、慢性腎臓病を進める原因では、糖尿病からの原因よりもメタボリックシンドロームによるものが高くなっているのが特徴であります。ということは、どうしても太っている人が慢性の腎臓病に陥りやすいということですね。

また、虚血性心疾患の患者の入院は減少傾向にあるものの、医療を受ける前に死亡する人が多い傾向が高くなっております。虚血性心疾患というのは心臓病ですから、心臓とまれば終わっちゃうんだから、これもやむを得ないよね。ですから、塩分の取り過ぎ、たばこなんては気をつけてくださいよということです。医療を受ける前に死亡する方の傾向が高くなっておるといことです。

福島県の虚血性心疾患で死亡する割合は全国で1位となっており、鮫川村も同様の傾向になりつつあります。重症化予防に向けて、医療との連携では対象者を介し、医療機関の検査結果や医師の指示、特に食事指導の指示のもとに治療コントロールが良好になるよう生活改善を支援すること、また、毎年の健診結果をかかりつけ医に提示するよう引き続き推進することも大切な取り組みであります。

また、受診者は健診結果を見ても自分の体が重症化になっていると気づいていません。自己のデータから血管はどのように傷むのか、重症化がなぜ困るのか等、体のメカニズムと健診管理についての理解を促しながら健診結果を読み取り、今の検査値で受診が必要なのか、食事や運動はどうしたらよいのかなどの解決意識を持ち、受診や改善行動へとつなげるために、毎年の健診結果を切り口に重症化対象者を優先して介入、指導していくことが大切であると村では考えております。

第2期データヘルス計画は、平成30年度から35年までの6年間を計画期間とする計画であ

ります。ことしの9月に国から示されたデータヘルス計画策定の手引書に沿って、今年度中に現状と課題を明らかにしながら、計画策定する所存であります。村では40歳から74歳における特定健診、特定保健指導、39歳以下の若年の健診、保健指導を中心に進めてまいりました。

今後は、社会保険からの異動者や75歳以上の後期高齢者への重症化予防の連携も重要な課題であると考えております。そのため、子供から高齢期までのライフステージに応じて、包括的に生活習慣予防対策を計画することが重要な事案だと考えております。第2期データヘルス実施計画においても、引き続きご指導を賜りますようお願いを申し上げ、議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） データヘルス計画、先ほど村長も答弁されていただきましたけれども、県内でも健康受診者、それから保健指導終了率が向上していて、上位にあるということで、行政側の業務のやり方に本当に感謝申し上げたいと思うのです。

ただ、この中で、要するに未受診者、これはもうやはり課題だと思うんですね。これは27年から29年のデータヘルス計画をちょっと見させていただいているんですが、100人前後の未受診者がいるというというのは大きいんです。医療費のやつもちょっと見てみたんですが、この未受診者が医療にかかるとかなり高額な医療費を払っている、未受診者ほど医療をかけているという例が多いんですよ。かなりの差があるんですね。そういう部分では、年間1万1,000円ですか、違うんだということなので、やはり当然この未受診者対策というのは、今後も新たなデータヘルス計画の中でも当然対応されると思うのですが、この辺の対応の仕方、それから今までは、例えば保健指導、昔ですと家庭訪問をして保健師さんがいろんな自宅に上がり込んで、いろんなご指導をいただいて、しばらくの間ほとんど自宅で保健指導が行われるということをやられていなかったんですが、このデータヘルス計画ができたおかげで、本当に受診後の保健指導が今やられているわけですね。

しかも、逆に言うと、行政側のしつこいくらいの指導も受けたりして、皆さんが医療にかかって自分の体を改善しているという努力、本当に目に見えてわかっています。これからもこういうのは続くんだろうと私は思うので、やはり職員の雇用もそうですが、保健師さん、それから栄養士さん、こういう部分での需要というか、職員の対応、それから年齢的なことも含めて、対応がまず必要ではないかと思うんですが、そういうことも含めて、これから例えば保健師さんなんかすぐなかなか専門職で雇用できない部分があるし、例えば、あと管理

栄養士さんなんかもそうなんです、すぐ雇用できないということで、やはり育成ということも当然考える必要があるんだろうと思うんですけども、その見通しが村にあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

それから、この際ですが、国民健康保険、来年から福島県一本で課税客体、所得割、資産割、平等割、均等割の4方式村でやっていますけれども、その部分の資産割がなくなって、3方式で福島県一本でやるということが言われていますけれども、実際は福島県で、課税の部分では一体化するけれども、中身はやはり自治体が持つんだと思うんですね。こういう保健指導も含めて、徴収も含めて、そういう部分でやはり体制というはきちんとすべきではないかと私は思うんです。その部分も含めて村長にもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、受診していない未受診者が医療費の高騰を上げているんだというご指摘ですが、私はそのとおりであると思います。こういった未受診者が、自分の命は自分で守るんだ、自分の健康は自分で守るんだという、そういう意識づけを早く自覚してもらって、そういった努力を保健師さんは常にやってはいるんです。ただ、余りにもしつこくて、村長、あの保健師しつこいからうちによこさないでくれよと、そんな電話来たこともありました。また保健師に、村長さん私の言うこと聞かないから、村長さん直接言ってくださいという、そういった相談も受けたこともありました。塙厚生病院にその患者と一緒に院長先生に引き渡してきたこともありました。こういった小さな村だからこそ細かなサービスができる。こういった、あんた誰の健康守ってもらっているんだという、そういう私にしてみれば小言を言いたくなるような、そんな対応もありましたが、本当に保健師はしっかりその辺、村の村民のことを思って行動しているから、議員もかつてこういった職場にいたわけですから、議員の努力もあつたはずですし、それが効果にあらわれて、こういった受診率が70%以上を切って、福島県でも本当にトップクラスだということがあらわれているのではないかと思います、残った3割です。こういった人も諦めることなく、しっかりと大事な鮫川村民ですから、説得しながら未受診者の改善に努めてまいりますので、それぞれ皆さんも地域でこういった方をお見かけしたときには、特にメタボリックシンドロームはわかりますよね。健康に気をつけて、あるいは食生活にも気をつけるという指導と、医者には早く行ったほうがいいんだよというご指示をお願いしたいと思います。

あと、これからの保健師あるいは管理栄養士の対応であります、皆さんのご理解のもとで保健師あるいは管理栄養士、あとは社会福祉士ですね。こういった資格をとって村に戻っ

てくれれば、授業料は、奨学金はお返しすることないですよという減免制度を設けたんですけれども、なかなか該当者があらわれていないのも事実です。ただ、管理栄養士が来年あたり卒業できるのかな、こういった明るいお話もあります。保健師がことし受験者が鮫川村を選んでくれた方がおったんですが、何か県のほうが受かっちゃったということで、二股をかけていたんですね。鮫川は嫌われてしまって、保健師の鮫川村の職員募集に乗かってきた職員が残念なことに蹴られてしまいました。こういったことで、保健師で無理なときには管理栄養士もしっかりとしたそういう栄養指導できるわけですから、こういったことで、もしこういった人がいないときには臨時でも手配して皆さんの負託に、あるいは保健師がいなくて管理栄養士がいなくて指導できなかったということがないように気をつけて計画をさせていただきたいと思っております。まず、来年度には、鮫川村の管理栄養士が生まれるのではないかと思います。保健師はまだ未定であります。といったことで、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） 健康保険データヘルス計画ということで、健康受診率、それから保健指導率が向上しているということで、本当に鮫川のやっている事業ってすばらしいんだと改めて感じさせますが、やはりそれでもまだまだ未受診者も含めた方がいらっしゃいます。こういう部分でのやはり解消する努力も、これから未受診者が重症化するという、それから医療費も高くなるということを考えると、やはりこの部分に金かからないと大きな医療費がかかってくるんじゃないかと思います。そういうことを含めて体制、職員の雇用も含めた体制の仕方は、これからは財政の乏しい村ですが、やはりきちんと確保して、村民の皆さんが村の保健師、管理栄養士さんのご指導を受けながら健康な生活ができる、そういう機会をやはりつくっていただきたいと思いますし、これから30年以降のデータヘルス計画の中にも、こういう部分も含めてもっと中身の濃い計画を作成していただければと思います。

次に移ります。

次に、学校統廃合と学校記録の保存についてであります。

青生野小学校の鮫川小学校への統合が決まりました。西野、西山、富田、渡瀬小学校と地域とともに歩んできた学校がまた一つ消滅することになります。閉校後の経緯は校舎の施設転用利用や校舎の解体など、行政側と地元校区民の対応により差がございますが、学校の閉校とともに校内に残された多くの学校管理文書のほかに、学校と地域がその諸活動により生み出されました豊かな歴史公文書がございます。これらの資料は行政区により異なると思

ますが、地域公文書保管と一緒に地域に引き継がれていると思われます。

しかしながら、膨大な資料と蓄財する行政区の文書が増大する中、さらには少子高齢化とともに区の地域集落が減少する中、村内の閉校した学校資料の保存を目的に、村内一カ所に集約しておけば将来的にも安易に廃棄されることもなく、行政側と地域の共有財産として一括管理保存し、情報の公開とともに後世に伝えることができると、そういう積極的なご提案がございます。学校の統廃合により生じてきた、または生じるこれらの学校記録保存の現状と対策、方向性を教育長よりご答弁いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 3番、北條利雄議員の4番目のご質問にお答えいたします。

学校統合に伴う学校文書の取り扱いにつきましては、学校教育法施行令31条、これは学校廃止後の書類の保存、それから学校教育施行令規則第28条、これは表簿、鮫川村公立小中学校管理規則40条、これは備えつけ表簿及び保存の定めるところにより適正に処理されたものと考えております。

今年度末で廃校となる青生野小学校につきましても、法令の定めるところにより保存期限ごとに書類を整理し、永久保存文書については、学校の耐火金庫ともに鮫川小学校へ移管、保存期間が経過したものは廃棄、保存期限未到来のものは教育委員会が保管し、経過したものから随時廃棄することとなっております。ですから、学校管理文書を青生野地区へ移管することはございません。

議員おただしの地域で保管している学校文書につきましては、教育委員会といたしましては適正に処理されたと考えておりましたので、把握しておりませんでした。どのような文書を保管しているのか、一度区長さん方から教育委員会へご相談いただければと考えております。

以上、3番、北條議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 当然、学校文書というのは鮫川小学校に引き継がれているし、今までも各学校そうされてきたのだと思うんですが、私が言うのはそれ以外に、要するに今最後に教育長が答弁されたとおり、行政区、地区とかかわりのある文書も数多くあるし、西野、西山、富田、渡瀬は、ほとんど地区が保存庫などに多分保管されているんだと思うんです。青

生野はどういう形になるかちょっとわからないんですが、しかし、学校において日々発生する文書、記録のほかにも、要するに事業をする公文書というか、その地区の一人一人に直接かかわる歴史的な地域のもの、それから、文化的な価値があるような活動文書がいっぱいあるんですね。それは確かに今までは多分行政区にそのまま移管されているんです。行政区で、行政区長経験者からも出ていたんですが、やはりこれがだんだんお荷物になってきているような話もされている方もいらっしゃいます。ですから、これらをどうするのという、いや、行政区で処分するだけでいいのかという部分なんだと思うんです。

やはり鮫川にいる人もそうですが、鮫川から他市町村、それから県外に出た人たちも鮫川で生まれ育って、ここで学んだ学校教育や地域の公文書というのは、ものすごく多分捨てがたい、廃棄しがたいという気分も持っていると思うんですね。やはりそういうのは安易に破棄することはちょっと残念かなと思うんです。そういう部分で、やはりこれから各行政区に保管させるんじゃなくて、行政というか、村で一本化して保管しておいて公開もする、閲覧もできる、そういう体制ってやはり必要なかなと思うんですね。やはり1回破棄されちゃえば終わりです。特に行政区も毎年人口も減っているし、集落も人数も少なくなっている中で、やはり行政区だけにその文書を任せていいのかなという部分では、行政区長さんといろいろお話しする経過もあると思うのですが、やはり地域と一体になったその特色ある学校の行事とか、教育活動にかかわってきた公有文書、記録は、やはり地域に任せるだけでいいのかとちょっと疑問に思うこともありますので、ぜひ教育長、行政区長さんとお話しいただいて、やはり一本化できるのであれば、多分あいている施設なり部屋があると思うので、それにも保管してもいいのじゃないかということです。

歴史的な文書とか、学校でもいろんなのあるんですけれども、歴史的な文書でも見られないやつもいっぱい、歴史民俗資料館も私もやってきたからわかるんですが、公開しているんだけど見ないというのがいっぱいあるんですが、そういうのをまた行政がためるのかという話もあるんですが、そういう部分でやはり大切な地域と一体となった学校の文書でありますので、そういう心配されている行政区長経験者、現区長さんもいらっしゃいますので、ぜひその辺一度お話しただいて、保存できるのか、できないのかも含めてお話しただきたいと思いますが、教育長、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 私どもも区長さんとは、必要に応じてこれから話し合いを進めていきたい、こんなふうには思っております。ご存じのとおり、文書はどんどん増大しております。

そこで、やはり歴史的な価値があるとか、あるいは、地域住民のよすがとするような、そういうものについては当然保存していきたいと思えますし、これまでも学校統合のときには記念誌という形で、資料の形で残していたのではないかと、こんなふうを考えております。

今回も、青生野小学校の統合ということですので、そういう楽しかった、何かという思いでだけじゃなくて、資料として残るものも記念誌の中に入れていただきたいということは関係者にもお話をしておきましたけれども、その他の地区についても今後区長さん方とご相談したいと思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） すぐにやれという話ではないんですが、やはり各地区、そこで学んだ人々の思い出が詰まっております。それから、生きざまにも深くかかわっているんじゃないかと私は思っているんですが、そういう部分で各行政区ごとに特徴があったり、特典があったりしたかけがえのないものであるもので、やはり、だからといって地域だけに任せていいのかという部分が私も思っているわけですが、そういうことも含めて、今後、行政区長さんたちとお話をいただいて、じゃ、そういう文書が今までどおり行政区が保管するのか、いや、村と一緒に集めて公開するのかということも含めてご協議いただければと思います。

久しぶりに一般質問しましたので、ちょっと長くなって4問ということで聞いている人も大変退屈したのではないかなと思うんですが、一問一答、90分ですが、久しぶりに長い一般質問をさせていただきました。この4問、いろいろ来年度の予算も含めた健康やデータヘルス、それから学校の文書保管等ご質問させていただきましたけれども、やはりいずれも一つ一つ大切なものだし、しっかりと考えて対応すべきだと私は思っています。村当局、それから教育委員会当局にも、こういうことも踏まえて今後の行政活動にご努力いただきたいことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成29年度第6回12月定例会において、2点について質問させていただきます。

まず1点目、人口減少施策の進捗状況をお伺いします。

全国的に人口減少が進む中、本村でも28年度に作成した人口ビジョン総合戦略で、人口減少施策をさまざまな角度から計画、立案をしたわけではありますが、現在も人口が減り続き、今後の村づくりが大変危惧されます。総合戦略における人口減少施策の進捗状況並びに現状をどのように捉えているのかお伺いします。

人口減少問題は、3月の定例議会でも質しておりますが、この問題の対策、施策は大変重要であるとの思いで、再度質問させていただきます。お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の最初の質問、人口減少施策の進捗状況についての質問にお答えを申し上げます。

本村では、村づくりの共通目標として、また経営指針として平成27年から36年までの10年を計画期間とする第4次鮫川村振興計画を平成28年3月に策定し、つながりで支え輝く村づくりを掲げて事務事業を進めているところであります。同時期に策定されました鮫川村総合戦略は、この振興計画の理念のもとに村の人口ビジョンを踏まえ、人口減少を食い止めるための基本目標と基本方向、具体的方策をまとめたものであります。

具体的には、総合戦略で定める3つの分野があります。まち・ひと・しごと、それぞれの分野で基本目標に分け、まちの分野においては、暮らしやすくにぎわいのある村づくりに向けて移住希望者向け住宅環境整備プロジェクト、公民連携ふるさと留学プロジェクト、子育て・教育支援プロジェクト、社会人の生涯学習プロジェクト、貸し農園を活用した都市交流プロジェクト、児童公園を核としたにぎわいのあるコンパクトビレッジプロジェクトで取り組み、次に、ひとの分野では、ふるさと回帰の推進に向けて、ふるさと回帰プロジェクトへ取り組むこととし、しごとの分野では、稼ぐ力の創出を図るため、鮫川村地域おこし商社プロジェクト、産業おこし・特産品開発プロジェクト、温泉活用プロジェクト、鹿角平観光牧場合宿誘致プロジェクト、環境公社設立による農村環境維持プロジェクト、小さな仕事づくりプロジェクトでそれぞれ取り組む計画としております。

これらのプロジェクトについては、総合戦略策定後、速やかに取り組みに着手したのもありますが、策定後に機構改革による課の統合などがあり、未着手の部分もあったことから、過日、課所長会議等において担当の分野の整理を行ったところであります。人口減少対策に

については、本村においても重要課題と捉えており、今後、これらのプロジェクトを進めていくとともに、関連する諸事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。

以上で、10番、宗田議員の1つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 2000年に4,602人、現在3,338人ですか、10月現在で。すると、17年間で1,300人弱は減っていると思います。年間平均すると大体80人、現状はもっといつているのかなと私は思っております。この現状の流れでいくと、ここ3年の間にもしかすると3,000人を切るんじゃないかという思いで、大変私自身も危惧しているところであります。

その中で、自然減少、これ自然減少というのは人には寿命がありますから、これは減るのはいたし方がない面もあると思いますが、社会減、若い者がどんどん外に出ていく、これの対策というのは、本当に緊急な課題であろうと私は思っております。そのために、やっぱりお金の稼げる場所、雇用の場、雇用の確立というのは、これほどこの自治体でも早急にやっているとところだと思っておりますが、村外から企業はなかなか誘致は難しい、そういう時代でありますので、地場産業の育成、これは何回も私議会でもたたいております。地場産業の育成、これが課題であろうと私は思っておりますが、現状、地場産業の育成策、この人口ビジョン総合戦略の中にも地場産業、人材育成の策を急ぐという案が載っています。これは各課長も行政の方も全て目を通していただいていると思っておりますが、その点の育成策について、再度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、人口減少は大変な大きな問題でありますし、日本全体の中山間地域の問題ではないかと思っております。

まず第一の原因は、第1産業がおろそかにされているという、これは国の責任、もちろん今この村の議場の中で国の責任をどうこう言うのはおかしいかもしれませんが、もう少し農村、漁村に優しい政治をしていたならば、こういった疲弊は招かなかつたのではないかと思います。今、私は常に政治家の先生方に訴えているのが世界の人口は70億人です。70億人のうち1割の方が公職で、いいあんな生活というか、ぜいたくな生活をしております。また、1割の方が飢餓しているんですね。1割ですから7億人、11%といいます。ですから、7億人以上の方が飢餓している、こういった飢餓に向けてどうして、私は一番は、農業のこの疲弊しているのは米の産業、米づくりが大体基幹産業なんですね。米の値段をもうちょっとどうにかなれば、皆さん希望を持って農業、地方に中山間地に生活できるのではないかと

思います。そういった稼ぐ糧がないんですね。田んぼや畑があっても耕すとそれが負担になっちゃう、こういったことを私は国に訴えながら、何もそういう飢餓している人たちに米の文化がないときには、米を主食とできない文化がないところには、何も米粉で粉にして送って、粉にすればスパゲッティにもなりますし、パンにもなるんですよ。

こういったところで需給のバランスを維持しながら、余っているから安いんじゃないくて、もうちょっと米の産業に、農家の日本の大事な稲作に力を入れる政治ができないのかなとも思っています。ですから、この地方の中山間地の人口減少は、一番の責任は、私は国にあると思います。こういったことをぜひ皆さんで声を大きくして、国会の先生方に呼びかけて、もうちょっと人口減少は、農家の経済が豊かになれば、皆さん希望を持って農業をするんです。生活してくれるんだ。つくればつくるほど赤字になる、田んぼや畑たくさんあるけれども、そんなのぶん投げてまちに出たほうがいいんだと、そういうことなんですよ。この辺をぜひそれぞれの個人的な活動の中で国会議員の先生方に訴えていただければと思います。

人口問題研究所の人口推計ですと、鮫川の人口は2040年には2,460人になってしまうという推計が出ています。推計人口です。これらに抵抗するために村は何をやるかというのを今考えているんですけども、一番手っ取り早いのは、誰でも村民が参加していただけるのは、きれいな村づくりで、自分ら住んでいる人間が誇りを持つと何とかなるんじゃないのか。この村はきれいだよと、ごみ一つないよ、里山景観はしっかりしているよ、そういった村づくりに私は今力を入れております。

あと、今議員も言ったとおり、工場誘致、これも必要なんでしょうけれども、なかなかこういう狭い土地、また働き手もないところには企業も来てくれません。ですから、企業誘致するんでなくて、もうちょっと道路を整備して、近隣の町村に通いやすい、通勤、通学しやすい環境整備を他の町村に負けないですれば、また違った村の振興も図られるのではないかと考えております。

大変人口減少、今言いました自然、社会減、今、昭和の時代までは、それほど自然減が少なかったんです。出生者と死亡者の数がバランスよくいったというか、出生者のほうが多かったんですね。平成2年ごろから逆転しました。出生者数が、生まれてくる子供が減りまして、亡くなる方が多くなって、年間60人ぐらい亡くなっているのに、今は生まれてくる子供は20人ぐらいになっている。自然減でも40人あるんです。それに社会減が伴ってこういったことになっております。いろいろと工夫はしているんですけども、まことに申しわけない

と思っておりますが、こういったことで、村の責務として、これを防ぐには皆さんで誇りを持って住める村にしようということが、私は第一の目標であろうかと思えます。まず、水がおいしい、空気もおいしい、ただ少し通学、通勤に不便だ、これを何とかすれば、何とかまた違った希望が湧く。

あと、今議員がただされているのは、既存の企業への支援であります。こういったことに対しては、いつも今は企画はなくなりましたが、今は総務のほうになりますけれども、普通にそういった企業の相談には応じるようにしておりますし、30年度は、新たにこちらから何か困り事はないですかという相談、伺いにも行けるような体制もとらなくてはならないかという思いでありますので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

以上で、終わりとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） もし国が1次産業、米づくりに目を向けなかったときにどうするんだということにもなってくると思えます。もし目を向けなかったときに、新たな商品の開発、物づくりというの、やっぱりこれは検討していかなきゃならない施策だと思えます。そこで、これ株式会社アイデックスさんを使って、大変すばらしい本をつくったわけなんですけど、その中に新たな商品開発で薬用キノコとか薬草とか何かの案も載っています。そういうものに対しても目を向ける、そういう以前にも京條議員がこの薬草の問題について相当行政にただしたと思えますが、そういう考えの行動も必要だと思えますが、その点について伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの再質問でありますけど、宗田議員、そして京條議員も、いつか朝鮮エンジン、薬用エンジンのことをお話しされました。これは会津のほうでつくっているお話ですが、平成23年のあの東日本大震災以降、ばたりと需要が減ったそうですし、減ったというよりとまったそうです。ああいった薬草あるいはキノコ等は、皆さん健康によいため、安心・安全なそういう産地を求めているんですね。恐らく鮫川村もそうです。あの東日本大震災、これ放射能以前のお話は、農薬あるいは化学肥料に頼らない農業で、食の安心・安全を消費者に提供しようということで始まったのがゆうきの郷土（さと）づくりでありました。これができ上がった途端にあの東日本大震災であります。大変皆さんと一緒に悔しい思いをしました。もう6年、7年目に入ろうとしているわけですが、少しずつは薄れてきておりますが、あの私は原子力発電所が廃炉にならない限り、福島県の安心は皆さん世界で認めてく

れないと思います。ですから、これは食の安心・安全を求めるのは、特にふだんの生活にはいいんですけれども、それを薬草にとかというのは、もうちょっと考えてもいいのではないかと思います。

過日、こういったことで少し転換を図るという思いで、公設民営の大型ハウスを提案させていただきました。公募しました。5人ほど集まりましたが、いずれも鮫川のエリート農家の後継ぎばかりでした。じゃ、おまえらやってくれるのかと言ったら、いや、様子を見に来たという話です。様子を見に来た人に鮫川の貴重な、恐らく5億、10億かかると思います。大型ハウスを鮫川村で建てて、そのハウスの中で若い人に意欲を持って経営してもらおう。花栽培も、特にこういう標高の高い450ぐらいのところでは、色が鮮明につくそうです。赤と白と黒との色の境がしっかりできる。ですから、花卉栽培なんかおもしろいなと思って提案させてもらったのが、ああいったことで農業にはそういった魅力を感じないが現実的でありました。

あと、クライנגアルテンでもそうです。農家の皆さんのあいている農地を都会の貸し農園で、農家の消費者に理解をしてもらうような施設がと思ったんですけれども、こういった東日本大震災を受けた福島県に、果たして野菜づくりに来てくれるのかなという思いも恐らくあったと思うんです。参加者がいませんでした。こういったことで、また新たなクライングアルテンあるいは大型ハウス、こういった28年の春に皆さんに相談して始まった事業は、本当に残念なことにこんな結果になってしまいました。

また新たな農業、今ほど話した米づくりがいつまでたってもよくなるいならばということではありますが、米にはいろいろ私はまだ日本は瑞穂の国なんですよね。この米を捨てることはできないの。ですから、米はいろいろな面で加工できると思うんです。今話したように、ご飯を食べる文化がないところには粉にして加工してやれば違った利用の仕方でもできるのではないかと、その辺はよく先生方と相談しながらこの需給のバランスを守っていきたいな、また違った環境が生まれるのではないかと思います。

特に日本は、宗田議員がご存じか、一番気候風土が米づくりに合ったんですね。瑞穂の国なんですよ。四季があるんですよ。梅雨があって、秋の長雨があって、大陸性的大豆とかトウモロコシ、小麦、ああいう麦づくりなんていうのは合わないんですね。米づくりが日本の風土には一番合っているんです。ですから、誰でもつくりやすいんです。この米をいかに開発するかが、私はこれからの日本の農業の将来を占うとても大事な事業だと思います。この辺、よく先生方をお願いをして、この辺で協力していただければと思います。

こういったことで終わります。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 募集しても人が集まらないということで、これは結局収益、利益だとか、もろもろ考えてそういうパターンもあるだろうと思うし、これは通信、インターネットなどを通じて、募集も一つの方法だし、もし日本にそれだけの人材が集まらないならば、今縫製なんか東南アジアのほうから縫製関係すぐれている方がいます。そういう方もろもろも検討してもおもしろいんじゃないか、そういう思いも私は持っております。

あと、環境問題、水、人、村は水はいい、空気はきれいだと、そういう思いで今まで村長初め我々も取り組んできております。ただ、水、空気、これはきれいなところは全国津々浦々いっぱいあると思いますが、この間テレビである作家の方が、ちょっとこういうお話をしておりました。人を集めるのは、ある程度のお金を準備して段取りすれば人は集まりますよと。ただ、集まった後にその人を一時そこに住んでいただける、その魅力づくりがもっと必要であろうと。その魅力づくりのための村づくり、その魅力って何だろうと私も考えましたけれども、やっぱり環境はあってもおもてなしの心がなかったらば、そこに来ても帰っちゃうんだろと思うます。そのおもてなしの心、そういう育成策もまた必要だろうと思いたすが、その点について村長のお考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 白河に工業団地を造成しまして、工場を募集したときに、ある企業の社長さんが白河に来たそうです。道がわからなくなって、歩いてきた人に尋ねたらば、その人が10キロぐらいのところ車先頭になって案内したそうです。俺はここしかない、白河なんてわからなかった、ですが、こういう人がここにいらっしゃるんだと、こういう親切な地区なんだなということで、この人は白河に進出を決めたそうです。

こういったことはとても大事な私はことだと思っております。鮫川にはそういった資質があります。私はいつも思っているのが、こういったごみ一つないきれいな村にどんな人が住んでいるんだと、そういう興味を持ってくれる人がなかなか鮫川に来てくれないのが残念です。鮫川村は、恐らくわざわざ来なくちゃ来られないんです。浅川だの棚倉は118号線、国道沿いですから、通りすがりに、白河に行くのに、郡山に行くのに、水戸に行くのに通るんですね。鮫川村は、わざわざ鮫川に来ないと来られない。ですから、いろいろな企画をつくり、うまいもの祭りをやったり、何かそういったマルシェをやってもらったり、人の集まるようなイベントをやってもらって、人に来てもらう。ああ、鮫川はまた違うな、鮫川村に行

ったらごみ一つなかったよ、鮫川の人みんな親切だよと、そういった機会をつくりながら村を宣伝していければなという思いであります。人間性は、私は決してよその人と地域と比べてもまさるとも劣らないと思っております。こういったところで、またそういった教育なんかも皆さんと一緒に、子供たちのしつけは思いやりの心は皆さん小学校、中学校あるいはこどもセンターでもしていただいているのではないかと思います。こういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 人口減少に伴い、この問題も何度も質しておりますけれども、空き家の問題、これは国土交通省が2018年に新たな法案をつくるという、12月5日の新聞に載っていたと思います。これはあくまでも立地適正化計画、コンパクトシティの構想の一環だそうです。コンパクトシティ構想の一環の新制度、これについて村長のほうでご存じであるかないか、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） こういった鮫川村みたいに広いところに点在している地区は、そういった一極に集中してまちづくり、コミュニティーをつくるということも一つの方策かと思えます。あるいは、各集落集落単位にこういったコンパクトな集合住宅をつくるのも一つの方法かと思えます。今、鮫川村は、なかなか空き家というのが、すぐ利用できる空き家は少ないんですね。そうすると改修しないと住めない、そしてまた、離れた人も年に何回か帰ってくるために手放したくはないんですね。こういったところで、空き家調査も2年ほど前にやらせてもらいましたが、差し当たり実効力のある空き家はなかったという理解をしていただきたいと思います。

そして、今こういった人たちが四、五年過ぎると今度は廃屋になっちゃうんですね。利用頻度が少ないと痛んできちゃって、取り壊すように今逆になっています。こういったところで、ことしも何カ所か村で解体後に土地を買い求める、今回もこういった事案を議案に提案させてもらっております。ご理解をいただきながら議案にも賛成していただきたいと思います。

こういったところで、そういった一つの方策もあるのかなという思いであります。今、一つ鮫川村でやっているのは、高齢者のひとり暮らしの人たちが、せめて冬期間の間でも共同で生活しませんかというのが高齢者優良賃貸住宅とか、ショートステイのひだまり荘の施設であります。こういったところを充実を図りながら、そういったひとり暮らしの高齢者も安

心して鮫川村で年を重ねることができる、こういった施策も大事なのかなという思いでおります。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） 時間も迫ったものですから、この人口減少の施策というのは、本当に重要な施策であり、地方の自治体にとっては死活問題であろうと思います。今後ともこういう問題に対して優先的に取り組んでいただきたいという思いでおります。

続いて、2点目に入ります。

人材雇用による修明校存続策についてお伺いします。

企業は人なりとは言われますが、村づくり、地域づくり、そして学校の存在意義もまた人によって大きく左右されるものと考えます。現在、修明鮫川高校の存在が心配される中、村として人材の雇用派遣による特色のある学校づくりの協力も検討してはと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2つ目の質問、人材雇用による修明校存続策についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成28年5月に福島県学校教育審議会が福島県教育委員会から社会の変化に対応した今後の県立高等学校のあり方についての諮問を受け、社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本校高等学校教育のあり方、魅力のある教育活動を推進するための学校規模、学校学科の配置、過疎中山間地域の教育環境のあり方、多様な学習内容の確保及び教育の質の向上などについての意見を求められたものに対しまして、平成29年6月16日に同審議会から答申が出されたところであります。

その中で、県立高等学校改革の基本方針に基づき適切に対応していくことが必要である事項のうち、特に修明鮫川校に関係するものと思われるものとして申し上げますと、過疎・中山間地域の教育環境のあり方については、過疎・中山間地においては教育機会の確保のみならず、地域と連携し、学校の活性化や特色ある学校づくりに生かしたり、地域づくりのために貢献する取り組みを行っている学校があることから、1学年3学級以下の学校については、都市部とは異なる対応が求められるとしているようであります。

このため、通学可能な学校がほかにないなどの条件を考慮して、学習機会の確保のため例

外的に1学年当たり1学級規模の本校化を検討すべきである。当該地域にある高等学校を1学級規模の本校とした場合、多様な進路希望への対応が難しくなることが予想されることから、地域や学校関係者の意見を聞きながら、教員の配置や魅力ある教育内容について検討すべきである。過疎・中山間地における高等学校については、今後も所在市町村の支援と協力をいただくとともに、地域と学校が協議して教育環境の向上を図るべきであるとしています。修明高校鮫川校においては、村のキャッチフレーズでもあるまめで達者な村づくり事業に大いに参加をし、協力をいただいております。これまでも地域の畑を借り受け大豆栽培に取り組み、その指導等で村内の農家からの指導を受けたり、また、村のアイデア料理コンテストへの参加、村広報紙により学校の活動を村民の皆様にお知らせするなど、地域とのつながりの取り組みを進めているようであります。

さらに、鮫川校については、振興会に対し毎年補助金を支出してきており、さらに28年度からは鮫川校への村外通学者に対しても通学支援金を支出し、存続に向けて支援をしているところであります。今後も学校サイドに支援については積極的に検討させていただきたいと考えているところであります。村民の皆さんの鮫川校への関心度を高めていただくことも非常に大事なことでないかと考えております。

以上で、宗田議員の2つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 宗田君。

○10番（宗田雅之君） これが人口ビジョンの中に修明鮫川校の存続の問題が載っております。村のほうの計画案ですけれども、村派遣の特別講師による補習指導を行うことを検討する、1つ、授業以外の学びの場として資格取得、講座などを支援し、村から修明鮫川校に進学するメリットを高める、この2点あわせてありました。これについて現状、村としての考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、そのとおり村がそういった地元の農家の皆さんの指導も参加もいただいております。そういったことで実績を上げているのではないかと思います。いろいろと大変な事案ではありますが、まず私は思っているのが、村内の皆さんが、要するに鮫中を卒業する皆さんがもうちょっと地元の高校という意識を持って選んでもらえないかなという思いであります。これが続かないと、私は本来の鮫高の意味を果たしてくれないのではないかな。もうちょっと村民の皆さんが、鮫中生が理解を持って鮫川校に進学をし、盛り上げてくれる、こういったのを地域づくり、村全体で考えていただけないかなという思いであります。

今の県のあれ考え方ですが、それは、その役割は十分鮫川村で果たしていると思います。

○議長（星 一彌君） 宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 高校存続問題は、修明鮫川ばかりじゃなくて、埴工業高校なんかも検討委員会を現在も立ち上げて動いていますよね。まして、もっと条件的に悪いと思います。高校でありますので、村のほうで積極的に支援して、特色のある学校づくり、子供らがこの間、村の食材づくりで修明高校の子供さん方が結構入賞していますよね。ああいうものも生かした特色のある学校づくりとか、特別講師にあれだけの人数で授業を受けるわけだから、先生は福島県統一、どこの高校出てもレベル的にはそんなに遜色はないと私は思っております。そういう中で、勉強のできる環境づくり、これも一つの施策で、村側のほうとしてそれだけの人材、それだけの先生を集めて与えれば、そういうきっかけをつくってやれば、勉強もできる、大学に何人も出ていける、そういう子供が育つんじゃないかな、そういう思いも私は持っております。

その点についても村のほうで助成をして、あとはもちろん勉強する子供さん、あとは父兄の方、あわせてここの場を村として検討して支援してやる、そういう方法で存続というのはできるんじゃないかな、そういう思いであります。現在、私も聞いたところによると、今度の鮫中祭で、教育長さんご存じだかわからないですけども、何人も今度修明鮫川校に行きたいという子供がいるそうです。だから、ぜひとも存続させるようにご支援、ご指導、協力のほどお願いいたしまして、2点の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで13時30分まで休憩いたします。

（午後 零時01分）

○議長（星 一彌君） 休憩に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

5番、関根英也君。

〔5番 関根英也君 登壇〕

○5番（関根英也君） 5番、関根英也でございます。

6回目の通常議会におきまして、1問ではありますが、質問をさせていただきます。

家屋裏の急傾斜対応策についてお伺いいたします。

近年の異常気象ともされる長雨や集中的な豪雨により、村内には急傾斜を抱え、家屋裏の崩壊による危険と直面している家屋が数多くあります。家屋に面した危険急傾斜の家屋数やその現状と、緊急時の対応策等、今後の危険解消の対策についてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根英也議員の家屋裏の急傾斜対策についてご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本村は中山間地域特有の地形から、急傾斜地に立地している家屋はかなりの数に上ると思われます。狭隘な土地に家を建てるために、山を削って宅地を広げたものが大半だろうと思います。現在では、福島県建築基準法施工条例によって、角度30度、高さ2メートルを超える崖の下に建築する場合には、崩れてきた土砂の衝撃を耐え得る擁壁を設置しなければならないこととなっております。緊急時の対応策であります。まず、こういった土地に家が建っているんだということ、雨が降れば裏山が崩れてくるんだという意識を持っていただくことが大事かと思えます。近年は大雨などの気象に関する情報の制度も上がってきておりますので、そういった情報を収集し、早目の避難を心がけることが大切だと思えます。

今後の危険解消の対策についてであります。危険を事前に回避するための対策としては、擁壁などを設置して、崩落土砂を食いとめるための工事を施工していただくということだと思います。崩れてきてしまった場合の復旧策としては、皆さんが頭にまず浮かぶのは、治山事業かと思えます。福島県単独治山事業の採択要件は、鉄道、道路、もしくは、その附帯施設への被害、官公署、学校、病院等、公共施設または重要産業施設等への被害、重要なため池、用排水路施設または河川施設への直接の被害、人家が2戸以上への直接被害、農地であれば2ヘクタール以上への直接被害を与え、または与え得ると認められたものとしております。この治山事業の考え方は、山を守ることによって人家や公共施設を守ることです。人為的に山を削ったりした場合は、補助事業として採択されないこととなっているようであります。

近年は、この基準が厳しく適用されておきまして、本村の場合はこれに抵触し、治山事業として採択されないケースが多くなっております。県が行っている急傾斜地の対策工事の要

件としては、傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上で、人家が5戸以上とされておりますが、県内には数多くの急傾斜地があることや予算的にも限られていることから、その整備率は県全体で3割程度となっています。こういった事業に該当しない場合には自己資金で工事を施工していただくしかありませんが、村では事業費の2分の1以内で100万円を上限として補助金を交付する、鮫川村住宅背後地災害対策支援事業補助金交付要綱を平成29年11月6日に制定し、今回の補正予算に計上させていただいたところでありますので、ご審議をいただきたいと思っております。

以上を申し上げ、5番、関根英也議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 関根英也君。

○5番（関根英也君） 鮫川村は、こういう中山間の地形で、非常に裏山などが急なところのうちが建っておるわけですが、家屋に接近する危険傾斜地の実態調査、専門家の知識などをおかりいたしまして、危険度合いを対象住民に伝えておきまして、大雨洪水警報が出た場合などの事前の避難などの告知指導が必要と思われませんが、どうお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川村は、ほとんど大部分の家が急傾斜を抱えております。議員もご承知かと思いますが、こういった急傾斜地の指定はしております。そういった箇所は全て手配、指導済みであります。

ただ、本当にそれでいいのかというお話ししますと、そうではありません。まだまだ、そうでなくとも危険な箇所はあるわけですから、皆さんも議員活動の中でそういった情報を提供し、危険な地域、あるいは危険な家には、そういった崖崩れの起こりやすい裏側には寝ないで表側に寝るような、そういった指導とか、命を守るのが一番でありますから、そういった常日ごろのご指導をいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） 過日、西山区内でも家屋の裏山が崩れ、消防団の皆さんに出動いただき、二次災害防止の対策をしていただきました。村長にもいち早く現場に駆けつけていただきまして、視察陣頭指揮をしていただきましたことは、本当に西山区民も、当然被災された住民の方も、本当にありがたく力強く思ったことと思います。その際、村から持ってきました資材では足りず、村内の建材店から届けられたと聞いておりますが、緊急備蓄倉庫には、常時、ブルーシートやくい、土のうなどの資材はどれくらい備蓄し、災害に備えているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 緊急時の際の土のうとか毛布とか水とかは、今回の、土のうは前からありますけれども、そういった緊急時に要する資材ということで、前回の9月の定例議会で関根議員から質問がありました。関根政雄議員です。それに答えて、今回の議案にも提案してあります。こういったことで、緊急時の場合には対応してまいりたいと思います。

ただ、その枚数が果たして適正かどうかというのは、これまた広範囲にわたった場合には決して足りないのではないかとも思いますが、できるだけそういった対応に間に合うように準備はさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） 緊急災害時などに使用した資材の費用というのは、これは被災した側が持つのでしょうか、それとも自治体のほうで持つのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは当然、自治体のほうで持ちますし、これからもそうしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） ありがとうございます。

住宅背後地災害対策支援事業補助金として300万計上してありますが、この300万円はどのような助成の仕方というか、先ほど答弁はありましたが、これは被災農家に一律じゃなく、被害の程度、または控除をしてかかった費用の一部として助成をするのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、一律ではなくて、かかった費用の2分の1を限度としてですが、その限度額も100万円と決めております。ですから、300万工事費にかかった場合には、100万です。150万かかった場合には、75万です。こういった計算方法で支援をさせていただきたいと思いますが、これが妥当であるかどうかは皆さんで決めていただければ、議論していただければと考えております。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○5番（関根英也君） こういうやっぱり助成もあるということは、被災農家も本当に力強く思っているところであると思います。地球温暖化により、今、台風の大型化や集中豪雨など、今まで経験したことがないような豪雨があると言われております。鮫川村にもいつ災害がやってくるかもわかりません。村民の生命財産を守るためにも防災、減災の対策、一層の充実を

期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 2番、堀川照夫君。

〔2番 堀川照夫君 登壇〕

○2番（堀川照夫君） 今般の12月定例議会において、2件の質問をさせていただきます。

1件目、観光景勝地の江竜田の滝の周辺の設備について。

本村は、観光名勝地である江竜田の滝は、村内外より観光シーズンに訪れる方が年々増加しております。村は農村公園やトイレ、駐車場、案内板の設置等の設備を進められてきました。過去には民間のバンガローや売店が設置され、にぎわいを見せていましたが、近年、各施設とも撤去されています。現在、この景勝地が季節ごとに来場者をさらに迎え入れるには、進入路の整備、路肩の整備、滑落防止の安全保護の柵の設置、案内板の設置等を総合的に整備が必要かと思われませんが、観光景勝地の整備について村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、堀川議員の2つの質問のまず最初の質問、景勝地の整備についてお答えを申し上げます。

渡瀬川上流の渓谷にある大小さまざまな滝や溪流を総称し、村では江竜田の滝と呼ばれています。滝及び渓谷を中心とする地形的な特異な地域で、渓谷の周辺にはヤマモミジ、コナラ、タカオカエデなどが生息する自然環境を保全するため、昭和50年2月28日に福島県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定されました。その後、昭和55年12月23日には、滝及び局部急流となっている特異な地形を保全するために、そうめんの滝や二見ヶ滝などの部分が特別地域に指定されました。村では、この指定を契機に観光施設整備事業を実施しております。昭和50年から3年かけて江竜田の滝の観光施設整備事業に着手し、休憩所、給水施設、案内板設置工事、遊歩道の拡幅整備を行い、その後も遊歩道の案内標識設置や公衆トイレの整備をし、昭和63年度から3年間で観光案内板等の設置をさせていただきました。平成4年度には、地元任意組合で実施した遊歩道整備への助成、コミュニティ助成事業を活用したトイレの建てかえを行いました。平成11年度には、落石防止のための防護柵工事、平成13年度には、農村公園を整備し、駐車場やトイレの整備も行いました。また、案内看板に

については、20年と25年度に整備し、現在に至っております。

施設の管理については、平成3年度から地元の関係者、関係団体に委託をしております。過去に開設された売店については、昭和63年に地元の方が建設し、4月から11月の季節営業を行ってございました。その後のアウトドアブームもあり、平成2年には、キャンプ場としてバンガロー、トイレ、調理場、バーベキュー施設などを整備し、営業してございました。利用者の減少等により、数年前から休業状態が続いており、東日本大震災により施設が被災したことと施設の老朽化もあり、継続して営業することが困難になったため、平成28年2月に解体撤去をされました。店舗の解体により、道路との境界に設置した擁壁の部分に3メートルほどの高さがあったため、転落防止用の仮設ガードレールを設置させていただきました。

進入路については、自然保護の観点から農村公園の駐車場により80メートル下ほどまでの舗装をしておりますが、その先は砂利道となっております。農村公園の案内板にも記載しておりますが、二見ヶ浦の前の駐車場のスペースは、体の不自由な方のみでの駐車場とさせていただいております。未舗装区間については、路肩の一部が崩落していたり大雨のために路盤の碎石が流出するなどしておりますが、地元の方に管理と補修をお願いしているところであります。

また、農村公園については、台風などの豪雨により水路が氾濫し、幾度となく復旧作業や補修、修繕工事を繰り返して行っておりますが、抜本的な解決には至っていないのが現実であります。今後の観光景勝地の整備について、江竜田の滝のほか、強滝、天狗橋については県の自然環境保全地域、緑地環境保全地域に指定されている区域であり、良好な自然環境を保全するため、保全活動や遊歩道の管理等を行い、村内外から訪れる来場者には自然環境の適正保護と次世代への継承を理解していただきたいと考えております。

以上で、2番、堀川議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 江竜田の滝の案内板に書いてあります4寸角で車を書いてある案内板、それはもはや腐って、字も見えないです。あと、さわると危ないやつもあるし、なかったやつもありますが、そのほうの対策のほうもよろしく願いますとともに、あと、上がっていくところの、滑落して下が危ないから、手すりなどで防止などは考えていただきたいと思います。それさ駐車場のところの第2駐車場の、山際、こっちのほうの側溝の脇が雨で洗われて、あれが、遊歩道が丸見えになっておりますから、この後、また雨などが降ったらば大変な災害になると思いますので、今のうち対策をしてください。また、天狗橋におきまし

ては、上へ上がって行って、こっちから上がって、最初の階段の後がみんな崩れて危ない状況になっておりますので、そのほうの整備も本当ぜひ行っていただきたいと思います。そういうことで、そのほうの対策をよろしくお願いします。

次に、2番の青生野牧野のメガソーラーの行方について。

青生野牧野には、牧野組合が所有する土地のほかに村有の土地がある中で、6年前からメガソーラーの設置に向けて取り組んできましたが、今現在どのように進んでいるのか、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、堀川照夫議員の2つ目の質問、青生野牧野のメガソーラーの行方についてご説明を申し上げます。

青生野牧野のメガソーラー事業につきましては、これまで地権者であります青生野地区の皆さんと事業者により、事業の取り組みが進められてきているものと認識しております。事業実施の基本条件として地権者である組合員全員の同意のもと、申請要件としてクリアしなければならない農地法等の制限に対し、要件を満たしているというのが前提であると思います。村としましては、これらの諸条件が整い、関係機関の手続が完了し、真に青生野地区全体の支援となるものと判断したのに対し、協力していくという姿勢であることには変わりはありませんので、ご理解をお願いするところであります。村では、青生野地区の皆さんの意向に沿って、皆さんの思いに協力するということでもあります。

また、この事業が現在どのように進んでいるかについては、地権者である組合員の皆さんと事業者の中で把握しているものと認識はしております。村には、なかなかこういった情報が入ってきません。こういったことで、皆さんの総意で、村も全面的に皆さんの総意に沿って協力をしていきたいと考えておりますので、お伝えいただければと思います。

以上で、2番、堀川議員の2つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 今、鮫川村では少子高齢化も進み、年々、田畑が荒廃、進んでいると見ます。さらに税収も減る一方だと思えます。そうなると、地方交付税も減り、鮫川村もだんだん窮地に立たされると思えます。鮫川村の対応をどのように考えるか、お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） こういった事業を、まずこれは、メガソーラーというのは、福島県も積極的に取り入れている事業であります。こういった自然エネルギーを使って環境に優しい福島県で進もう、ああいった災害を引き起こすような原子力エネルギーにはさよならしようという県民の総意であります。こういったところについては協力はしていきたいと思いますが、あの青生野地区の今、取り組んでおります地域は、第1種農用地であります。こういったときの問題は、一番大事なのは地権者の総意で、皆さんで熱い思いがこの難しい要件も解決できるのではないかと思いますので、そういった皆さんの統一した思いで、どうぞ村に相談いただければと思います。村も積極的に支援をさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 青生野地区の200ヘクタールに上る放牧地は、震災後、福島県原発で放射能の線量が高く、草地放牧もできない状態になりました。村ではいち早く草地の手配をしていただきましたことは、ありがとうございます。県の方針により土砂流出のおそれもあり、いまだ手つかずの状態でもあります。村農林課により除染の話もありましたが、各農家の後継者がいない現況があります。農地所有者の意見としては何か打開策が必要だと思っておりますが、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村では、今ほど議員もお話しされたように、農林課の姿勢としては、できれば、昭和50年に開発したあの農地を畜産の基地として利用してもらいたいのは本音であります。ですが、ああいった東日本大震災により被災した農地を除染して、再度草地にするのかというと、かなり青生野地区の人たちにとりましては抵抗があるようです。それは、皆さん高齢化になって、そういった事業に耐えられないという思いがあるそうです。ただ、一部にはそうでない人もいるようです。この辺が、皆さんの意見がなかなかみ合わない点かと思えます。その辺を上手に皆さんで相談しながら、ぜひ、こういったクリーンエネルギーにも取り組むのも鮫川村の観光施設の開発にもなるのかな、そういう思いも一方では持っております。

ただ、畜産基地としての鮫川村の将来を見たときに、また一方では、そういった思い切った除染も必要かという思いもあります。その辺はどうぞ地域でよくご相談をして、村に相談していただければと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） いろいろとまだまだ相談が煮詰まらない点もあるかと思っておりますが、ま

とまった時期には、ぜひ村のほうでも力を入れて、次の段階としてメガソーラーの設置のほうに向けて協力していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これにて、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の第6回12月定例議会におきまして、教育の問題、さらには村民に直結する問題の2つの一般質問をさせていただきますので、ご答弁、よろしくどうぞお願いいたします。

最初の第1点目であります。

スクールバスの安全運行計画につきまして、来春から村内の小学校が統合して、小・中学校の全児童・生徒が対象のスクールバスの送迎となります。これは、保護者の送迎負担も軽減される、また一方で、冬期間の運行や早い朝、また夜間等の送迎など、安全運転のための最善の配慮をすべきものと考えております。送迎時間の調整や問題点、さらにドライバーや保護者からの要望はないのかあるのか、さらに緊急時の対応や保護者との連絡手段など、安全送迎についての運行計画につきまして、教育長のお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の1番目のご質問にお答えいたします。

初めに、スクールバスの運行について申し上げます。

遠距離通学児童・生徒の通学条件緩和のため、登下校、現在、6路線、6台のバスで運行しております。また、中学校の部活動を援助するため、部活バス3台を運行し、生徒の帰宅時間の短縮を図っております。バスの運行路線や時間につきましては、小・中学生の入学や卒業によって毎年、変更がありますので、その都度、検討、見直しを行い、保護者の送迎等の負担の軽減ができるよう努めております。

運行路線の決定につきましては、毎年、1月にスクールバス運営委員会を開催し、地域の代表である行政区長さんとスクールバスを利用している児童・生徒の保護者の代表の方、各学校の先生を運営委員として委嘱し、それぞれの立場での意見や要望等をいただき、審議しております。また、バス運行の委託先でもある株式会社鮫川運送の運転手の方々からも、路

線や時間についての問題点等があれば提示していただいておりますので、さまざまな立場の方々からの意見を総合的に判断し、運行を決定しているところでございます。

なお、平成30年度のスクールバス運行計画につきましては、統合する青生野小学校の保護者からの要望がございましたので、青生野小学校を通して保護者の方に運行計画案を確認いただいているところでございます。この結果と道路の幅員等を考慮しながら、できるだけ保護者の皆様の要望に応えられるような運行計画を作成していきたいと考えているところでございます。

次に、緊急時の対応ですが、日々の登下校時のスクールバス乗車についての変更があった場合には、保護者から学校、学校から教育委員会、そして教育課から委託先の順に連絡することとなっております。緊急時の連絡手段でございますが、災害発生時に対応するため、移動式の防災行政無線機を教育委員会、各小・中学校スクールバスに設置されております。

また、鮫川小学校では、スクールバスの同乗指導として、毎月、各路線の下校バスに乗車し、児童が安全に下校できるよう指導し、バス乗車の決まりやマナー等についても指導しております。路線バスに教職員が同乗し、そのバスの状況についても把握していることから、緊急時の対応にも応じられるものではないかと思っております。

以上、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 緊急時の対応策として、緊急事態が発生すると、ドライバーからも学校、保護者からも学校へと、それから教育委員会ということで、連絡体制がされているということと、それと防災音の携帯電話ですか、それともトランシーバーなんですか、通信用のものを車に搭載しておるということの説明でよろしかったですか。はい、わかりました。

実は、もう既に、きのうと今日は、会津地方は大変な雪が降っております。また、当地方はごらんのような非常に寒いのですけれども、雪が降らないと。一番懸念するのは、今後の暮れから2月いっぱい、3月の春雪、学期が始まったころ、雪が降ることになりますけれども、こういった積雪時のスクールバスの運行、これはもう、この議場にいる皆さんも既に大変危険であるということをご承知のとおりだと思っております。積雪のときの脱輪とか、それから除雪がされていない部分があるとかということで、たびたびドライバーの方からの意見を聞く機会がございます。

ここで再質問したいのは、積雪時のときの情報の共有、事前にドライバーさんは自分で見に行って危険箇所がわかるものですから、どのぐらい雪があるのかというのを見に行ってい

るそうではありますが、教育委員会としても現場の把握、それと待機場が掃かれているのかどうかですね。県道、国道筋は当然、委託された業者さんが早目に入っておられますけれども、スクールバスの運行される村道筋はなかなか、朝一番で入っていただくんですが、通行車両との交差にスクールバスが大変、立ち往生することが多々あるそうではありますが、そういった、それと積雪による倒木とか竹が生い茂っているという状態が朝早く続くわけですが、そういった現場の状況の把握を教育委員会とまた地域整備課とかにまたがった連携、こういったものをおとりになっておられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 今、積雪ということでございますが、実際に村道になろうかと思いますが、幅が狭く、本当にスクールバスを運転することが困難、しかも急傾斜で困難であるということは、私どももよく存じ上げております。

ただ、二、三、余りにも狭いところ、それから日更け、日が日陰であるというところにつきましては、事前に、こういう積雪があったときには道幅の広いところまでということは、個別にお願いしているところです。

それから、竹とか倒木とかということにつきましては、実際、なかなか朝の状態でわかりません。しかし、絶対ないとは、特にべた雪のときに、そういう事故等が、危険性がありますので、なお、この地域に道路を管理する方を関係を一層密にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 次に、緊急時の連絡体制をそういった携帯電話、無線ですか、それでおとりになるということですが、先般、青生野のご父兄の方から大変、時間がおくれて、三、四十分おくれたという話を聞いておりますが、どこにどう連絡していいかわからないという保護者がおられたようですが、今、教育長おっしゃるような保護者の方から学校に連絡をして、そこから教育委員会、ドライバーということで、そういった連絡の仕方が多分おわかりでなかったのが、ドライバーさんの携帯もわからなかったですという、そういう話をされている保護者がおられたので、事故があるかないかではなくて、おくれた場合に保護者は大変心配をします。ですから、そういったとき連絡体制をさらに、打ち合わせ会のときにも学校からも保護者のほうから、特に今回、青生野小の子供たちも一緒に同乗するというので、片道、非常に長く、そしてまたあの急傾斜を日陰林で凍結しているところを通過しなくては

ならない条件になります。そういった連絡も利用させてもらいたいと思います。

次に、バスターミナルの充実につきまして、再質問をさせていただきますが、実はこのスクールバスの安全走行につきましては、平成20年3月議会、それと平成21年の9月議会に同様の質問をさせていただいております。

まず、当時は、今、スクールバスのターミナルとされている青少年広場の下の駐車場に6台のスクールバスが待機をして、朝晩運行をしておりますが、ここの平成20年と21年のときには、ここの場所に休憩所と私、言いましたが、簡単なスーパーハウス程度の休み場があって、そこでドライバーさんがお互いの情報交換をする、それから危険箇所をお互いに共有する、また仕事を終了したときの日報もその中でつける、それとまた、暖気運転の間、そういった情報交換をするというものがあったほうがいいのではないかとという質問をさせていただいて、教育長は財政が厳しいのでつけることができないという答弁をされております。さらには、今、大型バスのフロントいっぱい霜が降るわけですね。暖気運転をして、それを解かすまでには二、三十分かかる、そのような準備をしてからいざスタートするわけですが、そういった対応のために霜よけも必要なのではないかと。

あと、水道があると、風邪が流行すると子供は車の中で吐くんだそうです。吐いたり、床の汚れは当然、モップで拭けるんですけども、そういったものを掃除するのをわざわざこちらの鮫川運送まで持って行って掃除しているらしいんですけども、あそこに水道があったらいいというドライバーからの要望も当時ありました。教育長は、霜よけをつけましょうと、しかしながら、休憩所みたいなものは財政の問題があってつけることができないという答弁をしました。さらに、村長のほうからも2回目の議会のときの議会終わってから、会議録には載っておりませんが、そこまで言うならばスーパーシートぐらいつけたらどうだという話も村長のほうからこの議場の中で、答弁ではありませんが、そういう言葉もいただいておりますが、その後、霜よけも今は使っておりません。また、検討したいということで、財政事情がよく、まだなっていないのかどうか、そういった休憩所が必要だという声が出るにもかかわらず、いまだに設置はされております。

あと、もう一つ、実はバス6台を見せていただきましたけれども、あのバスにはトランクがないんですね、教育長おわかりのとおり。6台の中で1台だけトランクがあるんです。観光バスというのはトランクがあって、中にいろいろ用具をつけるんですけども、6台のうち1台しかトランクがなくて、その中にチェーンとか、いろんな緊急用のスコップとか入れているらしいんですけども、あと5台にはないと。じゃ、チェーンとかどこに入れている

んですかと聞くと、車内の中に箱を置いて、置いているんですということで、チェーンは夏場は雪降らないから、これ要らないわけで、そういった非常時のチェーンとかスコップとか、そういった用具を入れておく倉庫があればいいという話もドライバーの中から出ております。そういったものも含めて、教育長のお考えとこの現場を見ていただいて、財政事情がいまだに厳しくて設置できないのかどうか。

あと、霜よけという要望があってもまだ使っていないのが現状ですので、その辺のお考え、改めて、今回3度目の一般質問になりますけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 運転手さんが、実際は株式会社鮫川運送雇用の運転手さんになるわけですが、そういうお話は余り教育委員会のほうには上がってきておりません。それで、教育委員会内部でも実際に車庫とか屋根、これは本当に必要なんだろうかという、いろいろ意見が出たんですけれども、そこまではということで、意見がまとまらなかったように記憶しています。子供たちが安全・安心に乗っていただくためには、確かにいろいろな設備が必要だと思っています。でも、現在、例えば日誌を書くというようなときには、やっぱり教育委員会においでいただいて、それも勤務条件の中に入れてあるかと思います。そういうことで、一個一個、もう一度、スクールバスについては、必要なものと、それからあったほうがいいものと、その辺を整理してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） そのような要望が教育委員会に届いていないのであれば、私、きょう、3回目の一般質問なので、それは現場に出向き、そしてドライバーさんの本当の心うちをお聞きしています。何でかで絶対欲しいという言い方は皆さんしておりません。ならば、あって、つけていただいたほうが我々もいいという言い方であります。それはなぜか。それは鮫川運送さんに委託したドライバーさんであるということです。委託をしているドライバーさんは、村に何でかでつけてくれなんていう、そういう強い要望はいたしません。

しかしながら、現場のほうから、そういう声が出ている。当時の平成20年、21年も同じ意見が出ております。届いていないとすれば、私のほうから議会を通してお届けをいたします。それに対して、教育長は財政措置が難しいという答弁をしておりますので、私が再質問したのは財政措置の見通しがついたのかという、先ほど質問したんですけれども、届いていないからつけていないということでなくて、私は届けますので、さらに、そういったドライバ

一さんの意向を聞いても、多分、何でかで欲しいとは言わないと思います。

しかし、現場を見ていただきたいと思います。3時に行くと、皆さんおそろいですから。3時半には出発準備をいたしますので、その状況を見ると一目瞭然なことです。フェンスのところに1つの缶殻があります。これはドライバーさんが、たばこをのむ方がいます。その方々が外でたばこをのんで、あそこで休憩をしております。あの姿を見ると、これからますます積雪、それから寒さが増すと、これはスーパーハウス、幾らすると思いますか。私も見積もりとっていないのでわかりませんが、金額的に五、六十万円で設置できるとは思いますが、その金額が高いか安いかでなくて、設置の必要性があるかどうかを現場を見ていただきたいということですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 現場、私も時々あそこにまいりますけれども、あそこに本当に必要なんだろうかという、まだ管理の面でやっぱり考えるところもございました。それから、屋根、フロントのところ、こういうふうというと駐車場としての場所にいかがなものかと、やっぱりいろいろ考えておまして、フロントだけでしたら、もっと別な方法も考えられるのではないかなというふうに考えております。なお、よく検討してみたいと思っています。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） よく検討していただいて、目的はドライバーさんの利便性が目的でなくて、子供たちの命を預かるバスの安全走行が目的なので、そのためには一つの手段として、そういったターミナルの充実、それからあときれいにバスの外も、そして中も清掃しながら、そういった1カ所に対応できるようなターミナルの整備ということで、今回、3度目の質問させていただいておりますが、ぜひともご検討いただきたいなと思います。

それに合わせて、このスクールバス、本当に大変だと思います。これから雪が降ると、村民の方も大変心配をしております。私、荻ノ沢というところに住んでおりますが、毎朝、来るわけですね、あの狭い路地を。本当に待機所が遠くにあって、なるだけスクールバスが来たときに交差をしないように集落の方にご協力をいただいたり、通る人には気をつけていただきたいという話をしておまして、スクールバスが通りますと、気をつけてくださいという教育委員会、率先して看板をつけていただきまして、ありがたいです。蕨平にもありますし、狭い路地を本当に来ていただくことに大変気の毒だなと思いながら、スクールバスを見送ります。

ここで1つ、私、提案をさせていただきます、教育長。子供を見守る村民の姿として、スクー

ルバス、私どももいつも実は手を振るんですけれども、スクールバスに手を振る条例、農作業をしている中で、そしてまた、村内にいる皆さんが本当に大事な子供たちを送るスクールバス、通って見かけたときには手を振りましょうというような条例、ちょっと思いつきました。前から考えておりましたが、こういったみんなで見守る、こういう村の姿勢として、まあ、ばかなこと言っているんじゃないのと思っている方もいるかもしれませんが、子供は宝ですから、そういった条例も今後、制定いかがでしょうか、教育長。スクールバスをみんなで見送って手を振ると、こういうことを提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 具体的なご提案、ありがとうございました。

私も鮫川村、特に鮫川小学校は1つになるので、それぞれ統合ということで、それぞれ地域にあった学校が、簡単に言うと鮫川小学校だけになってしまったものですから、おらほの学校でないというような考えをお持ちになっている方が村民の中で多いなという感じがいたします。それは学校に寄せる地域の人たちの思いやり、まず人数が鮫川小学校は非常に少なかったということでもあります。青生野小学校も今までは地域の学校であったわけですが、これが村1つの学校になってしまうと、本当に来客も、あるいは地域住民も来ることが少なくなってしまうのではないかという危惧の念を持っておりましたので、このスクールバスに手を振る条例も含めて、地域の人たちが学校の子供たちを愛する、あるいは親しみを持つようなキャンペーンを考えていきたいと。このスクール、ご提案いただきましたこれも含めまして、考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） まず、平日、毎日毎朝、特にまた中学生のクラブバス等も暗い中で最後の送迎ということでありますので、どうか安全走行、子供たちの命を預かるバスということで、村民を挙げて安全走行のために、本当に我々議員も行政も、そして保護者、ドライバーの方もやっぱり意識を共有しながら同じ土俵に乗って、子供たちの安全走行を実現、継続していただくことを期待申し上げたいと思いますので、条例制定もあわせて、今後、ご検討いただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

公道筋の環境整備と原材料支給事業の拡大につきまして質問をさせていただきます。

村内の主軸となる国県道、村道筋の除草等につきましては、シルバーセンターへの発注に

よりまして、丁寧な草刈り作業やごみ、空き缶等の不法投棄回収作業、さらに集落の定期的な一斉清掃やクリーン作戦により、美しい里山の環境が保たれております。しかしながら、村内全域の集落間を結ぶ村道や高齢者が主となる集落の生活道の維持管理の要望が多く村民から寄せられております。これらの現状を鑑み、次の各点について推進策をお尋ねいたします。

1つ目、主要道路以外の村道筋に生い茂る生育の早い雑木類につきまして、冬期間に計画的な伐採整備を推進すべきではないでしょうか。

2番目、さきの一般質問で、平成33年には環境公社を立ち上げるという答弁を村長がしております。集落の奉仕作業では対応できない支障木の伐採搬出や再生雑木のエネルギー活用など、雇用創出と資源活用につなげる施策を講じるべきではないでしょうか。

3番目、公道、農道等の整備として大字ごとに30立方メートルを限度にコンクリート支給が実施されております。年々、この支給制度を活用されておりますが、このコンクリートの下地となる砂利の支給や掘削機械や運搬車両、こういった車両等につきまして支給枠を拡大してはいかかと思えます。また、これらの公道整備の推進策につきましても、あわせて伺いをいたします。

4番目、高齢者世帯の生活道のわだち、道路のわだち、それらの整備や砂利支給につきまして、実施要綱、前にも村長答弁しておりますけれども、材料支給、私道のような公道いっぱいありますが、実際、私道のようにありますけれども、調べると赤線とか農道、公道というのが大字区によっては結構あります。こういった公道の整備を、要綱を作成して、各区長さんを通して区長会にもきちんお示しをいただいて、その支援策を推進すべきではないかということで、以上4点につきまして、村長のご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の環境整備と原材料の支給事業についての質問にお答えを申し上げます。

初めに、1番目の主要道路以外の村道筋に生い茂る育ちの早い雑木類の冬期間の伐採整備の推進についてであります。村では、村管理道路の敷地から伸びている樹木残につきましては、夏場にも今の季節にも伐採作業をしておりますので、冬期間における計画的な伐採整備は考えておりませんが、本格的な冬が来る前に再度、道路沿線の樹木の伐採整備を行っていきたくて考えております。道路沿線の私有地から伸びている樹木については、その所有者

が管理すべきものであると考えておりますし、その旨、回覧等でお願いをしておりますが、枝葉の切り落とし程度は実施しております。太い樹木につきましては、危険性や緊急性が低い場合には、村として積極的には伐採などの処理はしておりません。第4次の鮫川村振興計画でも協働の村づくりを提唱しておりますので、引き続き所有者、あるいは地域において伐採等をお願いしたいと考えております。ご理解とご協力をお願いするところであります。

次に、2番目の環境公社の立ち上げによる雇用創出と伐採した樹木の活用についての質問にお答えを申し上げます。

村の人口ビジョン・総合戦略の施策の一つとして、環境公社の設立による農村環境維持プロジェクト計画をうたっております。この計画は、高齢化により集落の奉仕作業では対応できない作業を公社が担い、議員ご提案の支障木の伐採搬出や発生雑木のエネルギー活用などをしながら、うまく農村が循環できるように推進する計画であります。このような業務は、現在はシルバー人材センターに委託をしておりますが、会員の高齢化及び人材不足により、近い将来、各種作業などの受託が困難になるおそれもあると思われまます。今後、シルバー人材センターの効力が薄れたときに環境公社設立の必要性が生じることになると思われまます。設立の時期は、ことし3月の議会定例会の一般質問でもお答えしたとおり、平成36年度を目途としております。

現在、村からシルバー人材センターに委託している作業は、館山公園、各公共施設、観光地、国県道、村道の除草などであり、当村の美しい環境を保っておりますが、集落がさまざまな事情で実施できない支障木の伐採作業も、作業時期を考慮すれば、シルバー人材センターでも当分、作業が可能だと思われまます。

しかし、これまで地域で培われてきた集落の共同連帯の作業を阻害しないことが必要であり、また人材の雇用による維持管理費を考慮する必要もああります。この雇用創出や支障木の活用については、詳細な事業計画が必要であり、さらに通行に支障がある立木の処理作業では、地権者の承諾を得ることが必要となりますので、長期化も考えられまます。今後は、環境公社の設立及びエネルギー活用の取り組みなど、広範囲な取り組み計画について検討を重ねていく所存でありますので、ご理解をお願いしたいと思いまます。

次に、3番目の原材料支給事業の制度の拡大についてであります。

この制度は、村として整備の予定のない道路を地元の意向で整備する場合に助成するというスタンスのもと、受益者みずからが地域内の生活に密着している道路を整備することにより、地域環境の整備とコミュニティーの活性化、連帯感の醸成、そして活力ある地域を実現

することを目途として立ち上げた制度であり、その整備に生コンクリートを支給し、受益者の方々に施工をお願いするというものであります。制度開始以来、この事業によりまして、赤坂西野区が1,080メートル、西山区が653メートル、赤坂中野区が381メートル、東石区が470メートル、富田区が150メートル、渡瀬区、681メートル、青生野区、400メートル、総計で3,815メートルの道路が整備されております。下地となる砂利や掘削機械、運搬車両等について支給を拡大すべきとの意見についてであります。平成21年度の制度開始時には、一行政区当たり生コンクリートを20立方メートルとしておりましたが、要望により、平成24年度から30立方メートルにふやした経過があります。これも恐らく20立方では進度が目に見えないと、そういった強い要望があり、20立方を30立方にしたということでもあります。

先ほど制度の目的について触れましたが、村では、整備を予定していない道路を地元で整備したいという場合にお手伝いする制度であります。お手伝いでありまして、自分たちの事業は自分たちという協業の姿勢を後ろから支える制度と捉えていただきたいと思います。村がアスファルト舗装で整備を行う場合の工事費と同じくらいの経費を助成したのでは、本旨に沿わなくなってしまうと思います。

次に、4番目の高齢者世帯の生活道のわだちの整備や敷砂利支給についてであります。

村が管理すべき道路につきましては、当然、敷砂利などの整備は実施しております。ただ、中山間地域等直接支払交付金事業の中の作業として、地元で整備していただいている道路につきましては、それに委ねている人に言うのが現状であります。ただ、私道であったり、森林管理者の道路であったり、村の所管となっていない道路につきましては、基本的には整備は行っておりませんが、ケースによっては整備をお手伝いしてはおります。実施要綱を作成し、要望に応えるべきというお考えですが、基準をつくって対応するよりも臨機応変の対応のほうが住民の皆さんにとってはかえってメリットがある場合もありますので、当面は現状のままで対応させていただきたいと考えております。

以上で、8番、関根議員の4つの質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 村道筋には、地権者が村道筋の補助を受けるときのさまざまな条件だと思っておりますが、村道筋の土側溝、またU字溝ののり面から地権者のもの、要するにのり面まで買い取らないで、今、無償提供していただきながら開発した村道もあります。また、額が上がっている村道はのり面まで村が買収をして、くいがきちんと打たれて、のり面まで買収をして、削って、開発した村道があるようではありますが、今、村長のほうから支障木は、当

然、防災無線でもたびたび言うておりますが、山主さん、地主さん、地権者が支障木は切るのですよということを何遍も村民は聞いております。

しかしながら、現状はどうでしょうか。要望がある村道の路線、担当課は多分見ておられるかと思えますけれども、地権者が切れる限度があるのり面とそうでない巨大木になってしまった樹木、これ2つあります。中山間直接支払金制度によって、私どもの集落ものり面の伐採をしております。それを全て過去には緊急雇用対策か、シルバーさんでやっていただいたこともあったんですけども、また伸びてしまったということで、集落で計画的には除伐をしているのですが、通行どめをしなくてはならないような巨木、それから大変、危険箇所のようなところは、やはり集落の皆さん、地権者の皆さんでは除伐が非常に難しい、無理なところも村内には多々見受けられますが、そういった村内の地域整備課の担当職員は常々村内の各路線を巡回して歩いて支障木を、出ているのを切って歩いておられます。それも私はもう何回も確認して、感謝はしておりますが、それ以上ののり面の伐採となると、計画的にやらないと、このまま長年置くということになると、必要以上の経費がかかると、そういう懸念をしております。そういった路線の把握、それから実際、要望が出ている路線の現場を担当課のほうでもきちんと見られているのかどうか、あと、将来的にそういった計画がされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

近年、ここ鋤木田地内、地元の区長さんの計らいもおありだったと思えますが、配水池の富田よりずっときれいに大変除伐されて気持ちよくなっておりますし、また、西野区内においては虹ヶ沢地内のこの方もきれいに刈られております。ああいった地元の区長さん、それから地元の集落の方々と連携をとられてやられていると思えますが、そういった計画性が、計画的にされるのかどうか、このままの状態で地元の区民の集落の方々と地権者、山主にだけに任せしていいのかどうか、村長お聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、基本的には山主がやるべき私は作業だと思っております。

ただ、山主がこの木を伐採した後に利用できる木であったり、そうでない切り捨ての木もあります。いろいろ都合によっては違うと思えますので、まだ小さな木であれば、これはこちらでも切れますし、また山主も切りやすいわけですから、これ、やっぱりその時々によって臨機応変に対応しなければならない事案かなとは思いますが、基本的にはこういった山村であります。それで、山主の切りようにより守っていただきたいと思えますが、その山主が最近、高齢化になっております。山主が人を頼んでまでやる作業ではないと思っております。こう

いったことで、村の環境美化を守るために必要であれば、あと、山主がこういった高齢者で作業ができない、こういったいろいろな事由があると思います。こういった狭い鮫川村です。中山間地域等の地域のお力もかりるときもあろうかと思えます。そういった力をかりないときには、当然、村で考えなければならない。その事由事由によって対応していきたいと思えます。

ただ、基本的には、関根議員も議員活動の中で、これは山主さんをお願いをしていただく、安易に村で切りますよと、そういう言葉は使わないで私はいただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 基本的に山主の責務ということで、それは承知しております。もしも、その支障木が影響して、通行車両等に大きな影響を与えれば山主の責任ということも、それはきちんと告知をしながら支障木、そしてまた、今答弁されたように、山主の高齢化、さらに山主さんがなかなかわからないと。この村内に住んで、話のわかる方だったらお伝えできることもありますが、そうでない山主さん、地権者が最近どんどんとふえておりますので、そういったところのフォロー、それはやはり地主さんと協議をしながら、例えば環境公社が立ち上がるとすれば、それは有料ですよと、支障木の伐採につきましては、お金をいただきますというような条例を制定してもよろしいかと思えます。そういった強固の環境公社を平成36年に立ち上げるということでもありますので、本当にきちんと雇用の場になって、材木を売却してお金にする、また山主さんの責務である支障木を環境公社がきちんと請け負って、それで伐採代金をいただくぐらいの法人化、これは私も必要だと思えますので、それに向けた準備室の開設、またしていただきたいなと思えます。

材料支給につきまして再質問をさせていただきますが、20立方から30立方になったということで、立方数がふえたということではありますが、集落によりますと、なかなか機械も皆さん生コンを打つのに車両を、中山間の中の予算からダンプ、それから掘削機械を買い上げてこられているということで、しかしながら集落によっては、オペレーター、技術者もないというところもあります。こういった材料支給の枠を広げる。ただ、正式な工事をすべきところは行政の力、公助です。しかしながら、地元の方々でできる範囲の下地づくり、それから、ただ生コンを打てばいいということではなくて、下地をならさないとならないということもありますので、そういった二段構えの機械の支給、それから、もう今後必要なのではないかという提言ではありますが、村長、ただいまの答弁では、現在考えていないということでもありますので、今後、また材料支給の動向を見ながら、ご提案をしていきたいなと思っております。

ます。

最後、再質問であります、4番目ですが、実際、前の一般質問で、村長は私道を公道にかえてでも、こういった特に高齢者の非常に進入路が長い砂利道は砂利の支給をしてやるという、当然ですという答弁いただきましたが、こういった告知を担当課、また区長会等で区長さんがお示しをされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。そういった支給をいたしますよという、このことにつきまして説明をされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、高齢者の救済事業を今、関根議員はお話ししたと思いますが、こういった事業に対して周知しているかということですね。恐らく、高齢者の救済事業は、例えば皆さんにお願いしているのは、これも区長会は、区長というのは2年に1度かわりますから、新しい区長になってからというのは、私も記憶にありませんが、それぞれ区、あるいは集落単位で協力作業がありますね。人夫、出してもらう作業。これが高齢者世帯で70歳を超えたらば、そういった協力人夫は免除しようではありませんか、こういったことで、皆さん70歳になっちゃったよ、集落の機能ができなくなったよ、限界集落ですよという場合には、村で応援しますよという、そういう仕組みづくりをお話ししたことはありました。ですが、じゃ、今度の新しい区長さん方に話したかという、それは、例えば申し送りがあった場合は新しい区長さんにご存じかと思いますが、再度、そういったことはお知らせをしておきたいと思います。

ただ、この道路の砂利敷ですが、これも恐らく、こういったことはお話ししていないですよ。ただ、困った場合には区長さんから相談を受けます。ですから、これまた、その都度その都度において採用しているんですけども、高齢者だから、高齢者でないところはどうするんだというのがありますね。いつかありました。台風で相当砂利が洗われたそうです。ですが、お手伝いの気持ちで、地域整備で行ったんですが、番をしていられて、もうそれこそ完全に仕上げさせるまでダンプカーで10台ほど運ばされたそうです。そういったのではなく、緊急手当、応急処置だよ。ですから、10台入る砂利は、せめて村で奉仕作業のときには3台ぐらいで我慢してと、そういう扱いが、そういった利用の仕方が温かな村民の役場へする事業ではないかと思います。

こういった対応で高齢者からそういった相談がありました場合には、できるだけお答えするように、きょうの議員のお話も次の12月の区長会の席があります。こういった席では、議

員からこういったお話が、周知しているのかというお話あったということで、きょう、区長会長もおります、後ろに。こういったことで、周知させていただきたいと考えております。

ただ、何でもかんでも村にすぎるんじゃなく、自助、改善できる人は自分の自助努力でそれは取り組んでいただきたい、こういう思いもあります。そういったことで、ご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 2つの質問をさせていただきました。年々、人口がどんどん減っていて、集落間の中でも昔からあった家の貸し借り、これも薄れてきて、我々の世代からまた息子や孫の時代に移り変わっていくわけですが、中にはやっぱり空き家にならざるを得ないという現象も起きておりますが、さらに、私は組長大会、あのときには全組長が集まるので、ああいうときにはやっぱり周知するのはいい機会だと思います。村民の歌を歌って、村民が一つになって、ことし、こういうふうな住民サービスをやりますよと区長さんにお伝えしてありますけれども、なお、組長さんのほうからも、そういった要望があれば区長さん通して住民サービスを徹底するようにいたしますというご説明もご期待したいと思ひます。きめ細かな村づくり、要するに、職員さんも話が出たら必ず現場に行つて、見て、そして必要性があるかどうか、これは何々おじさん、自分でやってくれないかいと、これは自分の分だよと言うくらい意思疎通ができるようなまめな村づくりをご期待申し上げまして、2つの一般質問を終わらせていただきます。

ご答弁、ありがとうございます。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 12月の定例議会、1問について村長に所信を伺いたひと思ひます。答弁のほど、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

公営住宅について。

大字赤坂中野字東前田にある公営住宅、特に前田団地、平成5年に賃貸住宅として建設され、以来、村民の健康で文化的な衛生住生活の維持及び福祉向上を図られてまいりました。しかしながら、築25年となる建物の老朽化により、入居者の安全性または衛生環境の確保、高齢者及び障害者を対象とした住宅事情から鑑み、考慮をすべき時期に達していると思ひますが、

前田団地の今後の住宅施策をお示し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の公営住宅についてのご質問にお答えを申し上げます。

前田団地は、平成6年3月に2棟4戸、平成7年1月に2棟4戸、そして平成8年3月に1棟2戸、平成9年3月に1棟2戸が執行して以来、現在まで6棟12戸で構成し、村民の生活安定と社会福祉の増進を図りながら、住宅に困窮する住民の生活を支えてきたところであります。議員ご指摘のとおりであります。平成6年に執行した2棟4戸は、間もなく築後24年になります。建築当時と現在とでは、求められる住宅環境はさま変わりをしておりまして、和室を洋室にする修繕、入居者の持ち込みだったバランス釜浴槽をユニットバスに改造し、混合水栓にする修繕を平成22年度に1戸、24年度に2戸、28年度に1戸実施しております。今年度は、ユニットバスに改造する工事を3戸行っております。また、サッシを二重サッシに取りかえる工事を平成24年度に実施しておりますが、バリアフリーとはなっておりません。また、浄化槽や電気設備の修繕に、平成28年度で年間18万円程度かかっております。11月30日現在では、10世帯、29名が生活しております。

老朽化に伴う苦情といったものは現在のところありませんが、やはり若い方たちは新しい建物のほうが、人気があるようであります。ご承知のとおり、前田団地の敷地は借地であります。平成34年度末をもって30年間の借地契約は切れることになっております。34年度です。このタイミングをもって土地をお返しするのが最善かと、今、村では考えております。土地をお返しするには更地にする必要がありますので、その前年度の平成33年度中には、お住まいの方には退去をお願いしなければならないと考えております。現在、お住まいの方やこの団地に入居を希望される方には、そういった可能性があることをお知らせし、それから入居をいただいております。今後もお知らせをしていきたいと考えておりますが、引っ越し先の調整がつかない場合には、必要最小限の借地で契約するなどの対応もあるのではないかと考えております。

以上を申し上げ、9番、前田武久議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 30年賃貸契約ということで、その間、恐らく一回も契約書が、平成6年に契約され、その後、条件としては平成35年3月31日まで賃貸するというので、何年置

きに更新というような契約はなされていなかったというふうに今聞き取りました。私も当初から携わって今、前田団地に対しては承知しておったんですが、あれからもう24年、23年ですか、となりますと、あそこで入居され、生活を営んだ方々、子供さんもそこで誕生され、今、本当に自分の人生の1ページをほとんど過ごした子供さんは成人されまして、社会に巣立ったというような一つのふるさと、そういうことで、当初は、恐らく村の賃貸住宅というか、村営住宅としては2番目あたりに構築されたものであろうというふうに考えております。

それで、今、村長が言われたように、あと4年後には契約が切れるということで、それをお返ししたいと。これはもともと、あそこは面積にすれば約7,000平米ですね。それで、賃貸料か、あれは村内でも1位をとるような高価な地帯であったというふうに考えております。それが三十数年も更新なしというような状態であって、今まで何回か、そのような地代、公共施設に対する地代の見直し、それから、値下げとか交渉とかをなささいというようなことを何回も執行部側に問い詰めてまいったわけですが、なかなか、先ほど3番議員の質問にもありましたように、それらの見直しがなされ、地権者との交渉がうまく進まなかったということで、今回に来ておるわけですね。それで、現在まで、契約期間終わるまで約360万の地代を払うということになるかと思いますが、村長、執行側にすれば、当然、もう償却資産としてはゼロ、耐用年数、木造建築ですから、当然、これは建て直しなくちゃ使えないというような状況であろうと思います。そうした場合に、借地であっては、なかなかこれは村の財政上、問題があると。当然、今後、地権者との交渉などはもう既にされているのかなという、3年後に入居者のあれを一切断るというようなことでございますので、その辺の地権者との交渉とか話し合いというのはされておるのかどうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは、30年の契約でありますから、中間の土地の土地代の借地代の交渉とか更新というお話はまだしておりません。ですが、34年が30年間になるわけですから、その二、三年ほど前には、こういった事情をお話しして、お譲りいただけるものなのか、それとも、このまま借地でというお話になるのか、その辺で判断して、村の基本的な姿勢としてはお返ししたいなという思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 大体、結論が出ておるというふうな執行部側の答弁であります。先ほども言いましたように、過去、何回か、地代の交渉をしろというようなことを申し上げてきたわけですが、現在までには一回もなかったし、以前、何年か過ぎた時点でのそういうふ

うな契約解消というか、30年間過ぎたら契約解消したいというような、そういう話し合いも一回も今までなされなかったということですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そのとおりであります。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 今、大体、村では渡瀬団地、それから広畑団地、そっちささぎり荘もあるし、それと伏木田、それから水口、それから西野の見渡というような大きな団地があるわけですね。そのほかに、教員住宅であった道少田ですか、それから富田というふうなあれがありますが、現在、それらの入居状況が恐らく今回それ、あそこ前田地区を退去してもらうということになれば、その空き部屋があれば、そこに入居できるというふうなことになるかと思いますが、今言った各団地の入居状況ですか、それらはどうなっているんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、あいているのが前田団地の2棟であります、その2棟も希望者がいるようであります。ですから、全て入居はしております。ですが、これからも建築する考えであります。ことしの西山には2棟4戸ができますし、富田にも来年はできます。こういったことと、あとは、これから議会にお話をするんですが、宅地の販売も始まります。この宅地の販売は、公営住宅に入っているのと同じぐらいの優位性を持って販売活動もしていきたいと思っております。ですから、宅地を買って家を建てるのか、それとも公営住宅、あるいは定住促進住宅に入居したほうが得なのか、こういったことで判断に迷うような、そんな販売価格で、ぜひ宅地の販売をしていきたいと思っておりますので、そういったことにもご協力をいただければと思います。ということで、公営住宅は、私はあきが来るのではないかと予想をしております。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 既に、現在、村長は、それ今言わなかったんですけども、さぎり荘の団地ですか、それと渡瀬団地、それから見渡なんかも空き家があるというふうに聞いておるんですが、前田は12戸ですか、12戸のうち、先ほど言われたようにリフォームをされた。リフォームを、普通に空き家が2戸あるとすれば10戸かい、そのうち何棟か、バスとか、それから浄化槽の設備とか、それからトイレとか、そういうことをリフォームされたとは聞いておりますけれども、そうすると今後はもう前田団地に対しては、そういうリフォームとか改築とか高齢者用の介助施設ですか、そういう工事は一切やらないということですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田団地の場合には、退去者が発生した場合に、床を直したり、あるいはユニットバスにしたりの工事をやっておりました。今回もたまたまそういった希望があったものですから、村側とすれば、あと3年後、4年後に取り壊すのにといい思いがあるんですね。ですが、こういった要望にも応えなければならぬのかという思いでさせていただきました。だから、今後はできるだけ違うところをお世話するようにします。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 我々議員としても、村営住宅ですか、土地が村のものであるような住宅の場合には、償却年数が過ぎたものですか、耐用年数の過ぎたものは、かえって入居者に譲渡した方がいいんじゃないかと、そういうふうな施策をとるべきだということを何回も申し上げてきたんですが、そういうことは一回もなかったということで、残念だなというふうに思っておったわけですが、恐らくこれからは入居者も、できれば自分のうちを持ちたいというようなことで、今度、台頭の方譲住宅地ですか、それは建設等も予算に入っておりますが、そういったことで、今回、私も以前にも申し上げてきたんですが、前田団地に対しての将来性からいって、1反歩12万円の借地料というのは、これは村としても容易でないということで、これは思い切ったほうがいと決断を迫ったこともあったんですが、ついつい30年の年月が過ぎたということで、それに対しては、私も一応、入居者のほうの意向もありましたので、何の私もそれに対しては承知していないということで、今回申し上げたような次第でありましたので、その旨、承知しておきたいと思ひますし、今回の議会だよりも、恐らく、それがはっきり周知されるものと信じております。

そういったことで、今後、村民の方が利用しやすいような賃貸住宅の確保、それはどういうものかという、やはり現代の生活に合ったような様式のもの建築していくというようなことで、恐らく今度の水口は、そのような設計になっておると思ひますが、そういったことで住宅事情をこれから進めていただきたいというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

ここで15時20分まで休憩をいたします。

(午後 3時08分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第97号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本件について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第97号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたことについて、議会の承認を求めらるるものであります。

内容は、平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員及び衆議院比例代表選出議員選挙を執行するための予算について、専決処分を行ったものであります。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でございますので、討論を省略いたします。

これから議案第97号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第98号～議案第106号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第98号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例から日程第13、議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第98号から議案第106号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

初めに、議案第98号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この廃止条例は、鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例に規定してあった保育の必要性の基準を一部改め規則に移行し、当該基準及び施行について、規則において定めることとするため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第99号 鮫川村認定こども園条例についてご説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

この条例は、鮫川幼稚園及び鮫川保育園を幼保一体型認定こども園に移行して設置するため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づき条例を制定するものであります。

次に、議案第100号 鮫川村保育料に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開き願います。

この条例は、子育て支援サービスの向上を図るため、認定こども園設置に伴う保育料の見直しを行い、子ども・子育て支援法の規定による基準額を限度とする規定とし、施行に当たり必要な事項を施行規則にする委任するものであります。

次に、議案第101号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説

明を申し上げます。

議案書は、9ページをお開き願います。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員に関する育児休業期間の延長が可能な場合を追加するとともに、育児休業の再度の取得等を行うことができる特別事情に係る規定の整備を行うものであります。

次に、議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

この条例は、福島県人事委員会勧告に基づき条例の一部を改正するもので、改正の主な内容につきましては、民間事業所における賃金引き上げを反映し、行政職給料表の一部を引き上げ、勤勉手当を0.1月引き上げ、通勤手当の支給額の上限について改正を行うものであります。

次に、議案第103号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律により、法律の名称が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第104号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

19ページをお開き願います。

この条例は、平成30年度から国民健康保険税の保険料算定方式において、資産割額を廃止し、これまでの4方式から3方式の算定方法に改める改正を行うものであります。

次に、105号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は、20ページをお開き願います。

この条例は、企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に変わったこ

とによる改正及び引用する箇所の改正を行うものであります。

次に、議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開き願います。

この条例は、第7次地方分権一括法により公営住宅法の一部改正が行われ、条項のいずれに対応する改正に加え、政策判断により、「入居者が認知症である等の場合に、村が毎月、家賃を定める手続きの追加」、「村が特に必要があると認める場合に、公営住宅の明渡しを請求する収入基準の追加」等、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第98号から議案第106号までの9議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第107号～議案第115号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第107号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第22、議案第115号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第107号から議案第115号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第107号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の23ページから26ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお開き願います。

補正前の予算額32億9,601万円に対しまして、今回1億5,399万5,000円を増額し、補正後の予算総額を34億5,000万5,000円とするものであります。

事項別明細書の8ページをお開き願います。8ページです。

以下、事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入であります。

9款1項1目1節の地方交付税9,300万円の増額は、地方交付税の交付額決定によるものであります。今回の補正予算財源に充当するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節保険基盤安定負担金24万5,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定による国の負担金分を減額するものであります。

同じく2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金704万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額決定による減額であります。

9ページです。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、2節保険基盤安定負担金62万円の増額は、保険基盤安定繰入金の国民健康保険分と後期高齢者医療分の軽減等が確定したことによる県負担金の増額であります。

同じく2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち496万6,000円の増額は、市町村生活交通路線対策事業費が確定したことによる増額であります。

同じく4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のうち662万円の増額は、産地パワーアップ事業、農業機械等のリース費であります。下段の225万円の増額は、農業次世代人材投資事業費、農業次世代人材投資交付金が決定したことによる増額であります。

次に、16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金75万円は、ことし9月から10月までのふるさとづくりの寄附金4件分の75万円であります。

その下の欄、17款繰入金、2項繰入金、1目1節財政調整基金繰入金6,000万円は、公共施設用駐車場用地の購入事業、定住促進住宅整備事業及び分譲住宅地整備事業について、財政調整基金から資金を繰り入れるとするものであります。

次に、10ページ、次のページ、10ページをお開きください。

20款村債です。議案書の26ページの第2表、地方債補正をあわせてごらんください。

議案書は26ページです。第2表の地方債補正をあわせてごらんいただきます。

1項村債、1目1節辺地対策事業債180万円の減額は、村道江堀那倉線・江堀牧野線舗装補修事業の事業費確定による減額であります。

同じく2目1節過疎対策事業債690万円の減額は、村道新宿古殿線舗装補修事業、定住促

進住宅水口住宅事業費の事業費確定による増額分及び減額分であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は11ページをお開きください。11ページです。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、17節公有財産購入費1,300万円、一番下、1,300万円は公共施設等駐車場用地の購入費であります。

次、12ページです。12ページをお開き願います。

同じく25節積立金9,075万円は、地方交付税の増額補正による歳入のうち5,000万円を公有施設整備基金に、4,000万円を教育施設整備基金に積み立てするほか、ふるさとづくり寄附金75万円をふるさとづくり基金に積み立てするものであります。

同じく6目企画費、13節委託料86万4,000円の増額は、特定個人情報の取り扱い状況について個人情報保護委員会に定期的な報告が求められるものに対し、その取り扱いに関する実施計画書を策定し、自己点検及び評価を実施するなどの実施内容を確立するため、その内容等について整備を外部に委託するものであります。

同じく19節負担金、補助及び交付金の123万4,000円は、生活バスの路線運行費の補助金の増額補正であります。

13ページです。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料189万円の減額は、社会保障・税番号制度システム整備費でマイナンバーカード等の記載事項の充実に伴うシステム改修業務委託料の確定による減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金114万6,000円は、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金の増額で保険基盤安定負担金の確定によるものであります。

次に、14ページをお開きください。

3目後期高齢者医療事務費、28節繰出金51万6,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計で保険基盤安定負担金の軽減額等が確定したことによるものであります。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金334万2,000円の増額は、介護保険特別会計において、介護予防・生活支援サービス事業費等の増加が見込まれるため、増額補正するものであります。

次、16ページをお開き願います。16ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金955万

7,000円の増額は、農産物被害防止対策事業費、電気の牧柵に68万7,000円、産地パワーアップ事業費、コンバイン1台リース導入に662万円、農業次世代人材交付金、これは夫婦で150万円、1.5倍だそうです。夫婦に交付金があります。農業次世代人材投資交付金です。225万円を交付するものであります。

同じく7目の農村振興費、17ページです。14節使用料及び賃借料40万円の増額は、農村体験バスツアーに要する経費について増額補正するものであります。

同じく2項林業費、1目林業総務費、13節委託料55万9,000円の増額は、松くい虫防除、危険木除去業務に関する経費について増額補正するものであります。

7款商工費です。1項商工費、3目観光費、11節需用費の69万8,000円の増額は、観光PR用メモ帳印刷製本に39万5,000円、台風により被害を受けた江竜田農村公園の水路土砂撤去、砕石敷きならしと修繕料に30万3,000円であります。

18ページをお開き願います。18ページです。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、14節使用料及び賃借料137万4,000円は、ローダー1台が老朽化していることの対策として、1月から3月までの冬期間における除雪用としてローダー1台をリースするための経費であります。

同じく2目道路新設改良費、13節委託料200万円の減額は、村道水口大沢線道路台帳整備業務について道路の完成が次年度となるため、今回減額するものであります。

同じく15節工事請負費406万円の増額は、村道新宿古殿線舗装補修工事及び村道水口大沢線改良工事費について、資材等の変更による増額補正分であります。

同じく3項住宅費、2目住宅建設費、13節委託料1,273万円の減額は、定住促進住宅反田住宅敷地測量業務建設設計業務、水口1号住宅除去設計業務、水口住宅建設工事管理業務についてそれぞれ減額するものであります。

同じく19ページです。

15節工事請負費340万円の減額は、定住促進住宅水口住宅1号解体撤去工事が次年度へ見送りとなるため、減額するものであります。

同じく3目分譲地整備費、13節委託料100万円の減額は、旧泰斗工場解体設計監理等の業務について、事業費が確定したことによる減額であります。

同じく15節工事請負費3,500万円は、旧泰斗工場等の解体工事に要する経費であります。

9款1項消防費、4目災害対策費、11節需用費67万7,000円は、防災対策として5年保存の備蓄用水を防災対策として用意する、そして避難所用の毛布100枚を配備するための費用

であります。

同じく19節負担金、補助及び交付金300万円の増額は、10月21日、22日にかけて通過した台風21号による住宅裏山の土砂崩れ等の災害被害に対して、国・県の急傾斜地対策事業、または治山施設事業等の対象にならない住宅に対し、補助金として事業費の2分の1で上限を100万円とする要綱の規定に基づき、予算措置をするものであります。

20ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、11節需用費38万1,000円の増額は、平成30年度から小学校の道徳が教科化されるため、教師用の教科書及び指導書等を整備するためのものであります。

同じく5項社会教育費、1目社会教育総務費、21ページになります。9節旅費33万8,000円は、職員1名が社会教育主事の資格取得のため、講習を受けるための研修旅費であります。

以上が一般会計の主な補正予算であります。

次に、議案第108号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は27ページ、28ページであります。事項別明細書の25ページをお開き願います。事項別明細書25ページです。

補正前の予算額5億6,597万2,000円に対しまして、今回122万3,000円を増額し、補正後の予算総額を5億6,719万5,000円とするものであります。

事項別、次のページ、26ページをお開き願います。

歳入です。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整基金、2節特別調整交付金7万7,000円の増額は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより平成30年4月から国民健康保険制度が変わるため、それに対する周知のための交付金の増額であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金12万9,000円の増額は、事務費を増額するものであります。

同じく2節保険基盤安定繰入金101万7,000円は、保険税軽減分及び保険者支援分の過不足分について繰り入れするものであります。

歳出であります。

27ページです。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養費給付費は、財源を一般財源から保険基盤安定繰入金に変更するものであります。

11款1項1目予備費は、今回100万9,000円を増額し、補正後の予算額を250万9,000円とするものであります。

次に、議案第109号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は29ページ、30ページですが、事項別明細書は30ページをお開き願います。

予算総額の変更はありません。

31ページをお開き願います。

歳出のうち、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費で人件費について、予備費から充当するものであります。

次に、議案第110号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

議案書の31ページ、32ページ、事項別明細書は34ページです。

予算の総額の変更はありません。

事項別明細書35ページをお開きください。35ページ。

1款総務費の人件費及び3款公債費の公債費元利償還金の利子分について、予備費を充当するものであります。

次に、議案第111号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページ、34ページで、事項別明細書は38ページをお開き願います。

これも予算総額の変更はありません。

39ページです。

村営バス事業費の7節賃金及び11節で、バス停の増設、時刻表交換、バスの修繕等に要する経費について増額補正するもので、財源に予備費を充当するものであります。

次に、議案第112号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

議案書は35ページ、36ページです。事項別明細書は40ページをお開き願います。

補正前の予算額が4億6,785万7,000円に対しまして、今回361万2,000円を増額し、補正後の予算総額を4億7,146万9,000円とするものであります。

事項別明細書41ページをお開き願います。

歳入です。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節介護保険事業費補助金27万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に対する国庫補助金です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節地域支援事業繰入金301万4,000円は、介護予防事業繰入金で一般会計から繰り入れをさせていただきました。

同じく4節事業費繰入金32万8,000円は、人件費及び介護保険システム改修費の村負担分の増額であります。

歳出です。

42ページです。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料54万円の増額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金660万円を減額し、同じく4目施設介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で854万円を増額補正するものであります。これは、居宅介護サービスの利用者が減少し、老人福祉施設等の利用の増加が見込まれるためのものであります。

同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金230万円の減額は、総合事業で訪問型、通所型サービスの利用増加によるものであります。

次に、43ページです。

4款地域支援事業費、2項1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金で訪問介護見込み額負担金100万円、通所介護見込み額155万5,000円を増額補正は、要支援認定者の増加に伴い予防サービス費が増加するための増額分であります。

次に、議案第113号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）です。

議案書、37、38ページ、事項別明細書は47ページをお開き願います。47ページです。

補正前の予算額1,463万4,000円に対しまして、今回60万円を増額し、補正後の予算総額を1,523万4,000円とするものであります。

歳入です。

48ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節交流施設使用料60万円の増額は、施設利用が当初見込みより増加が見込まれるための増額分であります。

歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で臨時雇用賃金、賄い材料費、消耗品等について増額補正し、歳入の増額分で不足する分を予備費から充当するものであります。

次に、議案第114号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）です。

議案書の39ページ、40ページ、事項別明細書は49ページをお開き願います。

補正前の予算額9,857万6,000円に対しまして、今回8万5,000円を増額し、補正後の予算総額を9,866万1,000円とするものであります。

50ページをお開き願います。

歳入です。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目1 節一般会計繰入金8万5,000円は、運営費の増額分です。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、職員手当等人件費について増額補正するものであります。

次に、議案第115号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。議案書の41、42ページです。事項別明細書は53ページをお開き願います。

補正前の予算額3,645万5,000円に対しまして、今回51万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3,593万9,000円とするものであります。

事項別明細書54ページです。次のページをお開きください。

歳入で、2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節保険基盤安定繰入金51万6,000円を減額し、歳出において2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金、19 節負担金、補助及び交付金51万6,000円を減額するものであります。

以上で、議案第107号から115号までの9 議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第116号～議案第117号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第23、議案第116号 工事請負契約の変更について（村道水口大沢線改良工事）から日程第24、議案第117号 工事請負契約の締結について（鮫川村定住促

進住宅水口住宅建設工事) までの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会議務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第116号 工事請負契約の変更について、議案第117号 工事請負契約の締結についての2議案について説明を申し上げます。

議案書の43ページをお開き願います。

村道水口大沢線改良工事を平成29年6月9日に株式会社森建設、森康治氏と請負契約をしたところであります。この工事について、当初設計で見えていた再生砕石の供給が不足しているため、資材を変更して工事を施行することなどにより、請負契約額が変更となりますので、変更するものであります。

次に、議案第117号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

12月1日に鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事の入札を条件つき一般競争入札により実施をした結果、藤田建設工業株式会社が予定価格7,619万6,000円に対しまして、入札金額が6,950万円で落札いたしました。この金額に8%の消費税を含めた7,506万円で契約するため、地方自治法96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第116号、議案第117号の2議案につきましての説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長(星 一彌君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは両常任委員会で合同議案調査、15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時07分)

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年12月15日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 98号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 99号 鮫川村認定こども園条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第100号 鮫川村保育料に関する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第101号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第103号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第104号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第105号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第107号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第108号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第109号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第13 議案第110号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

質疑・討論・採決

日程第14 議案第111号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第15 議案第112号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第16 議案第113号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第17 議案第114号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第18 議案第115号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第19 議案第116号 工事請負契約の変更について（村道水口大沢線改良工事）

質疑・討論・採決

日程第20 議案第117号 工事請負契約の締結について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）

質疑・討論・採決

日程第21 請願について

請願第 2号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出を求める請願書

審査結果の報告・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第5号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出について

採決

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工 課任農長 併員業会 委務局長 事務局長	村山義美君
地域整備課長	渡邊敬君	教育課長	鈴木守弘君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	斉藤利己	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第98号～議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第98号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例から日程第9、議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。

議案第98号の保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例、さらには99号の認定こども園条例、100号の保育料に関する条例に関連することでございますが、認定こども園に移行することは、少子化問題の解決策の一つでもあり、安心して子供を産み育てるという環境づくりの一環と、これを村はさらに推進していくという施策の一つであります。

まさに子供は未来の宝物でございます。保護者のアンケートにもございますように、細部にわたるいろんなご要望やご意見もあるようでございますが、預ける保護者の期待に応える、それから子供たちにとって本当にいい環境を考える、そして働く女性方の経験とか考え方、それをもとにした働きやすい職場づくりも私は大切だろうと思います。

今回、こども園に移行するに当たり、さらに準備していくに当たりまして、私も大いにこれからのことをご期待申し上げるところでございますが、これらのこども園に移行するに当たり、村長のこれからの決意というか考え方、さらには主幹となる教育長の考え方、その辺をちょっとお伺いしたいなと思いますので、お願いしたいと思います。よろしくお願いま

す。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君から答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の今回の条例の改正、鮫川村認定こども園の設置についてのご質問であります。まず1つの大きな違いは、子供の教育が教育法の中で認定こども園として3歳児以降が幼稚園になるということで、教育も一緒に始めさせていただく。子供の教育は、私、好きな言葉で、よく小さいときからおふくろに教わった言葉に、三つ子の魂百までという言葉があります。3歳児ごろの教育環境、育った環境の違いで、大きくなってからの子供の一生が左右されるそうです。こういった中で、しっかりした3歳児からの教育をするに当たって、こういった先生方のご理解のもとに、早目の教育法にのっとった教育ができればという思いも一つはあります。

もう一つは、厚生労働省と文部科学省の所管の違いもあります。幼稚園は文部科学省ですし、保育園のほうは厚生労働省の所管であります。これらを1つにし、今度は内閣府の所管になるそうです。こども園の場合には。そして、鮫川村も教育委員会と住民福祉課で担当しておりましたが、今度は保育園のほうも教育課のほうにお願いして、村は一本化になるということで、これも事務の効率化を図るという狙いも一つあります。教育課のほうには少し仕事の量もふえると思いますが、その辺、人事的にも配置をしながら対処していきたいと思えます。こどもセンターにとりましては、窓口が1つになることによって、事務的にも軽減されるのではないかと考えております。

そういったことで、まず大事なのは、お子さんを預かる村のこどもセンターが、働きやすい環境づくり、そして預けるお父さん、お母さん方にとりましても、待機児童なしの、ゼロ歳児から鮫川村は預かっております。こういったことで、前以上にお父さん、お母さん方の要望に応える子育てしやすい環境づくりに、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、今度の新たな認定こども園の中で鮫川村の子育てに専念してまいりたいと思えますので、ご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、認定こども園ということで、1つになるということでございますが、その中で、私としては、1つは途切れのない保育、教育、子育て、こういったことを考えております。これまでもやってきておりましたけれども、1年生になったから急にや

るとか、何歳になったからこれをやるということじゃなくて、本来、子供が持っているその力、能力、内から湧き出すものを100%以上発揮できるように一つはしていかなければいけないのかなと、こんなふうに考えています。

もう一つは、保育、教育、子育て、いろいろ用語がありますけれども、こういうことについて地域の皆さんを初め保護者の皆さんに十分ご理解いただいて、親として、あるいは地域としての環境づくり、これを大事にしていきたいなど、こんなふうに考えております。

以上、2つだけ申し上げます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ただいま村長、それから教育長から認定こども園に対する考え方、決意をお聞きしました。鮫川はこどもセンターを中心として管内でも先進的な取り組みを行っているところであります。さらに、このこども園に移行するに当たりまして、管内の先進的な子育て、子供支援、保育、幼稚園教育も含めてなるように、これからもいろんな諸事情があると思いますが、やはりここはどの町村よりもすぐれていると私は感じていますので、ぜひ一層の取り組みをお願いして、発言を終わります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例の中ですが、村が特に必要があると認める場合に、公営住宅の明け渡しを請求する収入基準の追加というような説明がございしますが、これらに対して基準算定の試算がされておられるのか、されておるとすれば、その基準算定をお示し願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今度こういった事案が発生したようでありますので、詳しくは担当課より説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 議案第106号 村営住宅管理条例の一部を改正する条例ということであります。今、議員がご質問された点は、要旨の中で、村が特に必要があると認める場合に、公営住宅の明け渡しを請求する収入基準の追加等というところでありまして、これにつきましても、これにつきましては、公営住宅法が改正されまして、これは村が基準を定めていいよということで、公営住宅法はこういうふうに改正されておりましたけれども、今回、ここに

いてはもうちょっと精査をしようということで、村としてはこの部分については改正はちょっと今検討中だということをございまして、この議案の説明に若干の違いがあったということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） この条例改正、きょう可決すれば、これ施行はいつからなの。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 担当課より説明をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） これは公布の日からということでありまして、きょう議決をいただいて、議決の結果が議会から村長部局にきた後に交付をするというのが手続上になりますので、今ここでいつということにはちょっと明確には申し上げられないかなというふうに思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） いつから施行されるかわからないというようなことで、我々ここで採決すれば、これを承認することなんですよ。その算定基準も何も全然つくられていない状態でもって提案するというのはちょっとおかしいんでない。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） この議案の説明の要旨の部分に、今、議員が申された収入基準の追加等ということでありまして、ここについては今回の条例改正では見送った部分ということになっております。そういうことで、今回改正になる部分につきましては、入居者が認知症であったり、知的障害であったり、そういった方が村に収入の報告をしなければいけないんですけれども、そういった方が収入の申告をできないというときに、村がある一定の基準でもってその方の家賃を決定するという部分について公営住宅法が改正されたものですから、それに合わせた形で村の条例を今回改正したということでありまして、その後段の明け渡しを請求する収入基準の追加等については今回はちょっと精査をしている段階だということでありまして。

施行の日でありますけれども、これは議決後速やかにということになりますけれども、それについては何月何日に施行するというような明確な答えはできないということです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これ3回まで質疑というんだけど、答弁が全然理解できないんだ

よね。我々ここで議決をしても、施行が全然いつからされるかわからない。それから、村長がさっき答弁で、事案があったからこれは必要であるしというような答弁は受けたんですけども、こういう大事な議案が説明されないまま我々議決するというのはちょっと問題だと思うんですよね。確かにこの条例を制定するということは意味合いはわかりますけれども、これ公営住宅に入る者を退去させるような条例ですよ、これ。大変な問題ですよ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、公営住宅法で一番気をつけなきゃならないのは、収入基準があるんですね。その収入を越えた者に対しては、公営住宅は、まず極端に言いますと低所得者層のための住宅のお世話なんですね。これが所得が上がりますと、公営住宅でなくて一般住宅あるいは民間の住宅に移動してくださいということになるんですね。その辺、鮫川村は今、国の基準値よりは緩やかに対応しているんです。なかなか高額になったからということで、事例としては、今まで奥さんが勤めていなかったのが、子供が大きくなったから奥さんが勤めた。すると収入が1人分ふえちゃったということになると、世帯の収入がふえたから家賃を上げますよ。相当、倍ぐらいになるんですね。そういったことがあったものですから、それをちょっとしばらく抑えていたんですけども、その辺、限度をどの辺に設けるかというのは、今、村で余り、国の基準どおりやらなければならないのをどのように対処するかというのを今検討しているところであります。

こういったご理解の仕方、今、公営住宅でなく定住促進住宅ですと所得の基準がないんですね。ですから、その辺にはお世話しているんですけども、なかなか空きがないんですね、そちらのほうの定住促進住宅のほうに。そういったことで、今、定住促進住宅の、西山地区にも今建てている。あるいは今度、反田に、富田地区に建てるのも公営住宅でなくて定住促進にしようということで今計画しているところであります。その辺、国の基準どおりでなく、村は、ただ、これは規則違反ですから、この辺をどう判断するかで今悩んでいるところであります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長の言っていることはわかりますよ。わかるし、今までもそういうふうなことである程度の基準をつくって、それでもってやってきたんでしょう。入居、公営住宅に入れるか入れないかという判断をしてきたんでしょう。そういう算定基準というのはあったものが、今度、これ条例をまた改正するのに、その算定基準も全然試算もされない、示されない。それでここに提案して議決しろというのはおかしいんじゃないですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、入居する際にはそういった基準どおり行っています。ただ、入居後にこういった事情があったときに、即じゃ退去だということになかなかいかないものですから、その辺のご理解であります。

○9番（前田武久君） 事案があったんでしょう、事案が。

○村長（大樂勝弘君） はい。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号 鮫川村保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 鮫川村認定こども園条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第100号 鮫川村保育料に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第102号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第103号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第104号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第105号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第106号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号～議案第115号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第107号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第18、議案第115号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第107号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第108号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第109号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第110号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第111号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第112号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第113号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第114号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第115号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号～議案第117号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第19、議案第116号 工事請負契約の変更について（村道水口大沢線改良工事）から日程第20、議案第117号 工事請負契約の締結について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第116号 工事請負契約の変更について（村道水口大沢線改良工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第117号 工事請負契約の締結について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第21、請願についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託いたしました請願第2号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出を求める請願書の審査結果について報告を求めます。

産業厚生常任委員長、関根英也君。

○5番（関根英也君） 請願審査結果報告を申し上げます。

事件名。請願第2号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出を求める請願書。

審査の経過。産業厚生常任委員会に付託された請願については、12月14日午前10時から委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。森林は、地域の水源涵養や災害防止機能、温室効果ガス削減など、農山漁村から都市部まで、広く恩恵をもたらす多面的機能があり、私たちが生活していく上でなくてはならないものであります。しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化や後継者不足に加え急激な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、森林対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が必要であると考え、現在、財源が大幅に不足しております。このような中、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源を充てるため、個人住民税均等割りの枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設は重要と考え、採択することといたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することと決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時35分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時36分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま発議第5号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出についてが、5番、関根英也議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎発議第5号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第5号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第5号 森林環境税（仮称）早期実現に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第6回鮫川村議会定例会を閉じます。
ご苦労さまでした。

(午前10時39分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成29年12月15日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 英 也

署 名 議 員 京 條 英 征